

北一輝における「アジア主義」の源流

—初期論説を中心にして—

萩原 稔

はじめに——「革命者」北の軌跡

「思想は進歩するなど云ふ遁辞を以て五年十年、甚しきは一年半年に於て自己を打消して恬然恥なき如きは、——政治家や思想家や教師や文章家は其れでも宜ろしいが、——革命者として時代を区画し、幾百年の信念と制度とを一変すべき使命に於て生れたる者の許すべきことではない」⁽¹⁾

右は、北一輝（一八八三—一九三七）——その著書『日本改造法案大綱』（以下『改造法案』）において天皇を中心とした「國家改造」を主張し、戦前の日本右翼思想家中で最大の理論家とされる人物——の言葉である。この言葉は一九二六年、彼の門弟であった西田税が『改造法案』を公刊した際、北が付した序文において述べられ

たものであるが、ここで北が自らの思想の「一貫不惑」を強調するとともに、自身を「思想家」や「文章家」ではなく、理論を自ら実行に移す「革命者」として位置づけている点、非常に興味深く感じられる。

さらに、この文の直前、北はかつて自身が執筆した主著——一九〇六年執筆の『国体論及び純正社会主義』（以下『国体論』）、一九一五年から翌年にかけて執筆された『支那革命外史』（以下『外史』、原題『支那革命党及革命之支那』）、一九一九年の『改造法案』（執筆当時の原題『国家改造案原理大綱』）——における主張が、常に一貫し続けてきたことを誇り、以下のように述べている。

「理論として二十三歳の青年の主張論弁したもの、実行者として隣国に多少の足跡を印したこと、而して此の改造法案に表はれたことも、二十年間嘗て大本根柢の義に於て一点一画の訂正なしと云ふ根本事の諒解を欲する……」⁽²⁾

さて、ここで問題となるのは、生涯を通じて一貫していると自負する北の主張の「中身」である。北の国内改革論の変遷に関しては、「社会主義」的改革を志向すると見なされる初期の論説及び『国体論』と、「ファシズム」的改革を目指したものとされる『改造法案』との内容について、既に多くの研究者によつて比較検討がなされており、その「一貫」性をめぐって様々な主張が展開されている。⁽³⁾しかし、いまだに十分に検討されているとは言い難い点もいくつか存在する。

私が特に注意したいのは以下の二点である。まず、北の「アジア主義」の問題である。「アジア主義」とは、西洋帝国主義の圧迫に対し、アジア諸国は（日本を盟主として）団結しこれに対抗せよというものであり、確固たる思想

体系ではなく「傾向性」である、という竹内好の定義をふまえて考えると、北が「アジア主義」者である、という点について異論を唱える者は少ないだろう。『外交』や『改造法案』などに見られる北の「アジア主義」は、アジアの連帶とそれに基づく「反西欧」の思想が色濃く見られる一方で、アジアにおける日本の指導性を打ちだしている点⁽⁵⁾まさに「連帶論」と「盟主論」の両面を持つといえるものである。

しかし、北の「アジア主義」や「中国論」などを検討する際、その多くは辛亥革命参加前後から『改造法案』執筆に至るまでの時期に限定されており、それ以外の時期についてはほとんど触れられていない。⁽⁶⁾つまり、北の「アジア論」ないし「中国論」は、このわずか八年ほどの間に限定されてしまっているのであり、その前、あるいは後の時期については軽視されていると言つて良い。それゆえに、北が『国体論』発禁処分（一九〇六年五月）後に、日本の「社会主義革命」から「中国革命」へと移行していくた問題についても、最近の研究においてすら「北が中国革命に接近した理由は明らかではない。また、北自身がそのことにどの程度の深い意義を認めていたのかも定かではない」⁽⁷⁾という形で述べられてしまうことになる。本稿では、この北の中国革命への「転身」の原因を、それ以前の論説に見られる思想構造の中から明らかにしたいと考えている。そして、それがのちの『外史』や『改造法案』の論理へとどのようにつながっていくのかも簡単に見ていただきたい。

そして第二に、北が日本の「国内改革」ないし「革命」というものに、生涯を通じていかなる態度を保持していたか、ということについてである。「思想家」や「文章家」であることを拒否し、「革命者」たることを自負していた北であれば、生涯を通じて徹底した「反権力」を貫いたと考えるのが妥当であろう。しかし、必ずしもそうは言えない

というのがとりあえずの私の見解である。私はかつて北の昭和初期における「対中国和平論」について論じたが、その際、北の日指す「国家改造」——すなわち国内改革と、現実の国家が直面している対外問題についての北の情勢判断とが、大きな関係性を持つということに気がついた。日本の対外関係の揺れ動きに従い、北の国内改革論もまた揺れ動く。満州事変勃発を契機とした国際関係の緊張は、外交政策の建言という形での現実の権力への接近をもたらし、「国家改造」の実行をひとまず後回しにするという態度を見せる。⁽⁹⁾それに加え、この時期の北は恐喝まがいの手段で有力者から資金をせびり取り、三井財閥からも多額の献金を受ける、などといった行動を取っている。これを権力との妥協と見るか、それとも権力の一部を自らの国内改革論の中に取り込んでいこうとするしたたかな戦術の一環と解釈するかは、むしろそれ以前の北——すなわち、『国体論』から『改造法案』へと至る時期における北が、現実の國家に対する態度をどのように示していたのかを検討することによって、明らかになっていくのではないだろうか。そして、その「態度」が北の国際情勢判断と密接な関連を持つのであるならば、北の「アジア主義」論という第一の問題ともかかわってくると言えるであろう。

以下、本稿では、上記の問題意識に則り、『国体論』に至るまでの初期の論説を中心に検討していくことにしたい。

第一章 日露戦争と国内改革——佐渡時代の論説より

北一輝（幼名輝次、のち輝次郎。「一輝」と名乗るのは一九一六年）は一八八三年、佐渡島に生まれた。彼の生家は酒造業を営んでおり、それなりの資産家であった。彼の父や叔父は自由民権運動に積極的に関わっており、その影

響を受けて、彼は政治的関心を抱くようになつていったのではないかと推察される⁽¹⁰⁾。以下本章では、若き北が佐渡の論壇においていかなる主張を展開したかを見ていきたい。

1 国内改革論の展開

『北一輝著作集』に収録された彼の著述の中で、最も古いものは一八九八年に佐渡中学の同窓会誌に発表した「彦成王ノ墓ヲ訪フ記」であるが、この文章からは強い尊皇感情はうかがえるものの、現実の問題への直接的な言及はない。この点について初めて述べたものと考えられるのが一九〇一年十一月の「人道の大義」という論説である。もつとも、この文章が北自身によって書かれたか否かは研究者の間でも意見が分かれるところであるが、一応の検討をしておく必要はあると考える。⁽¹¹⁾

「人道の大義」は、まず「社会人道主義」——同年結成された「社会民主党」の主張をこう表現している——に対する支持の姿勢を表明するところから始まる。そして、「先づ活眼を世界の大勢に着けん乎」⁽¹²⁾として帝国主義の風潮が広がる現況を説き、被侵略国の惨状は言うに及ばず、西欧列強をはじめとする「優勝国民」にとつても、「其戦勝は国費の膨張となり、負担の過大となり苛税酷租となり、経済不調和となり、購買力減少となり、生産力衰頹し、労働者の悲運となり、世上一般不景気声下に慘憺ならずんば」⁽¹³⁾まざらんとす」という状態であるとして、帝国主義によつてもたらされる弊害を説く。このあたりの主張には幸徳秋水の『廿世紀之怪物帝国主義』(同年四月発刊)の影響が感じられる。⁽¹⁴⁾

このような状況の中で日本は如何なる行動を起こすべきか。「吾邦は……率先して人道の大義を唱へ以て世界列邦を指導して力を此目的を達することに尽すべし」。つまり「社会人道主義」に基づく世界改革の旗手となるべきだ、というのである。そして、その最終的目標は「世界的大政府」、すなわち国家の利害を調整し、平和な社会を実現するための組織を築くことであった。⁽¹⁵⁾そのためには、「先づ自家の国力を養成し、文明の基礎を確立し上下相一致し君民相和同して、而る後始めて其志を一世に行ふべき」と説かれるのである。⁽¹⁶⁾この後、普選の提唱、労働組合の強化（労働者の権利保護）と資本家の横暴の打破、教育の拡充、天皇と国民の距離を縮めること、階級制度を廃止することなどといった具体的な国内改革案が列挙されるが、いざれにせよこの文章の筆者は、日本の国際的役割を重視し、それを実現できるだけの国力を養成するために、「上下相一致し君民相和同」するような国内の改革を要求していることがわかる。その意味では、もしこの論説を北が書いたのであれば、「後の北の思想展開との関連で云えば、ここで早くも国内改革と国際的発展を結合する観点がみられることに注意しておく必要があろう」という古屋哲夫の意見⁽¹⁸⁾はまさに的確である。しかし、このような観点は、「人道の大義」に限らず、のちに北が確実に書いたとされる初期論文においても同様である。これについては後述する。

さて、ここで一つ指摘しておきたい点がある。教育の拡充について触れた部分で、この筆者は以下のように述べている。

歎⁽¹⁹⁾

「嗚呼不生産なる我海陸軍の費用は一億万円の年計を超へて重要な文部の費用は僅かに四百万を出です歎又

明らかにこれはのちの北の主張とは異なる。この「人道の大義」が北の手になるものとするならば、軍事的手段による国家の発展を主張し続けた北にとって唯一の「反軍国主義」の主張だと考えられ、非常に興味深いものと言えよう。⁽²⁰⁾しかし、この論説が北自身によつて書かれたものであると断言できないこともあり、これ以上深入りすることは避ける。ただ言えることは、この論説の筆者が、「帝国主義」という非情な国際状況をふまえ、「世界的大政府」を実現するという国際的使命を日本に課し、そのためにまず国内において社会主義的な改革をしなければならないと考えていたこと、かつ反軍拡の思想を持っていたということである。

さて、次いで確実に北が書いたものとされる『佐渡新聞』掲載の論説について検討していきたい。まずは一九〇三年六月に執筆した「国民対皇室の歴史的觀察（所謂國体論の打破）」である。この論説で北は、「臣民」が心を一つにして「万世一系の皇室」を推戴することが日本の「國体の精華」である、という國体論イデオロギー——教育勅語などに示される、いわば政府の公的イデオロギー——を、「学問の独立を犯し、信仰の自由を縛し、国民教育を其の根源に於て腐敗毒しつゝある」⁽²¹⁾として、徹底的に批判しようと試みている。しかし、この論説自体は僅かに二度の連載ののち、『佐渡新聞』が掲載を自主停止したため未完で終わっている。⁽²²⁾ここで説かれた國体論イデオロギー批判については、『國体論』においてより詳細に述べられているので、『國体論』を検討する際に簡単に触れることにしたい。

北はこの論説で國体論イデオロギー批判を展開した理由を以下のように述べている。

「吾人が茲に無謀を知つて而も其れ（國体論イデオロギー——萩原注）が打破を敢てする所以の者、只、三千年の歴史に対して黄人種を代表して世界に立てる國家の面目と前途とに対して、實に慚愧恐惧に堪へざればなり」⁽²³⁾

」に北の思想の原型がうかがえる。国体論イデオロギーを打破することは、当然前述した「学問の独立」「信教の自由」「国民教育」といった国内の問題を解決するという目的もあるのだが、一方で黄色人種を代表して世界に立つ使命がある国家——この表現から考えて、「アジアの代表として西欧に対抗する」という「アジア主義」的な使命感だと推測されるが⁽²⁴⁾——として恥ずかしくない国内体制を築くべきだ、そのために国体論イデオロギーのような非合理的な思想を排さなければならない、という考えも抱いていたのである。「対外的使命」を強調した「国内改革の必要性」——『改造法案』へと至る道筋は、すでにこの時点で存在していたと言えるのではなかろうか。

続いて、同年八月の「政界廓清策と普通選挙」を検討しよう。この中で北は、ドイツ社会民主党が「社会主義」を奉じて皇帝の権力に屈しない姿を高く評価するとともに、イギリスのジョセフ・チエンバレン植民相が「大英帝国主義」を唱えて自ら信じる道を進む姿を「百代の英雄」として称揚し、「帝国主義と社会主義とが世界現下の二大潮流」⁽²⁵⁾であるととらえている。それに対し、日本の現状はどうか。

「藩閥が其の主義とする所の王政復古を実現して満足し、更に其の得たる地位を挟んで横暴を働く者。政党が其の理想とせる所の参政権を得て又満足し、更に其の与へられたるの権利を以て漁利獵官をこれ事とする者。共に主義理想のなればなり」⁽²⁶⁾

つまりは、現実の藩閥政府も政党も、かつては「主義理想」を持つていたが、それが実現してしまって現状に安住し、新たな「主義理想」を模索する姿勢が欠けていたため、賄賂によって政治が左右されるというような腐敗しきった状況を生み出している、というのである。これを改革するには、選挙権が多額納税者（直接国税十円以上）に限定

されている現状、北の言葉を借りれば「四千五百万の国民中僅かに百万の選挙者のみなる」と思へ。……吾人の帝国がこの四十五分の一の上流社会によりて支配さるゝといふ。専制政治なり寡頭政治なり⁽²⁷⁾ という現状を是正し、「普通選挙」の断行へと踏み切ることが必要だとする。

さらに北は當時緊張の度を加えていた対ロシア政策についても触れ、以下のように言う。

「現下の対露問題に見よ。政府は徒らに強硬を装ひて来るべき議会を切り抜けんが為めにし、政党者流又結託以て之を喰物にして反対党的打撃に利せんとし、政友会の如き其の進歩党に先んぜられたりといふの故に極端の沈黙を守る如き言語道斷に非らずや」⁽²⁸⁾

これに続けて北は「若し一步を誤るあらむか、暗黒に投ぜらるゝ者は満韓に膨張せざるべからざる帝国の将来なり。

帝国の最大多数たる四千五百万人の子孫の将来なり⁽²⁹⁾」と述べ、その国難にあたつて「選挙権の財産によりて限られるが為めに藩閥と政党と、共に賄賂を以て帝国を腐敗濁濁に於て滅亡せしめむとす。憂國の士をして殆ど一種の戦慄を感じしむ」と危機感を表明し、その点からも普通選挙の早期実施を要求する。

ここで目を引くのは、北が対露問題をとりあげる際に「満韓に膨張せざるべからざる帝国……」という言葉で日本の対外進出を述べていることであろう。先にチエンバレンの「帝国主義」への共鳴を挙げたが、現実の世界情勢を考えれば、日本もその流れの中で大陸へ進出しなければならない、という意識を北が持っていた証明である。そのためには「満韓」において利害が衝突するロシアとの戦争を覚悟しなければならない。それに打ち勝つことによつてはじめて「黄人種を代表して世界に立てる国家」たりうる、というのである。

しかし、政府や議会が一部の「上流社会」、すなわち選挙権を有する多額納税者（具体的に言えば資本家・地主など）の手に握られている現状では、ロシアに勝つて国威を発揚することなどはおぼつかない。ゆえに、まず國体論イデオロギーを攻撃して日本の封建的な体制を打破し、普通選挙を唱えることで「上流社会」による政治の独占を防ぎ、国民が一致して国難に当たることができる環境を整える。かくしてロシアの脅威に備えるべきたと北は主張する。すなわち、現実の体制では日露戦争を戦い得ない、ゆえに早期の国内改革を、と説いているのである。この時点で、北は自分の理想として「国内改革から対外（対露）戦争へ」という図式を描いていたのであろう。

2 日露開戦論の展開

しかし、対露関係の緊迫化とそれに伴う「即時開戦論」の広がりは、北の「国内改革から対露戦争へ」という図式をえていくことになる。一九〇三年四月、ロシアの満州撤兵の約束が守られなかつたにもかかわらず、日本政府はロシアとの外交交渉を続けていくことを決定したが、同年五月、ロシア軍が韓国の北部に利権保持を目的として軍隊を進めたこと（龍巖浦事件）で、陸軍参謀本部の一部の中堅将校が「開戦論」を唱え、上層部を突き上げる動きを見せはじめ、また六月には「七博士」による開戦建議書の提出、八月には近衛篤麿を会長とする「対露同志会」の結成などという形で、民間でも強硬な対露世論が形成されていった。⁽³¹⁾

北はこのような情勢を受けて、日露開戦論を唱える論説を『佐渡新聞』に発表していく。すでに「政界廓清策と普通選挙」に先立つて、同年七月に「日本国将来と日露開戦」という論説を発表しており、ここでは現政権の対露交

涉を「腑甲斐なき」⁽³²⁾と批判しつつ、一刻も早く戦争を開始するべきだと訴えている。続いて九月には「日本国の将来と日露開戦（再び）」、十月から十一月にかけては「咄、非開戦を云ふ者」を執筆して、さらに強硬な開戦論を提示している。では、この三論文で北は具体的に如何なる主張を展開したのか。

特徴としてあげられるのは、第一に、狭小な領土しか有しない日本は、ロシアとの戦争に踏み切らなければ、「經濟的帝国主義」⁽³³⁾の現況の中、大領土と大資本を有する欧米列強に対抗し得ず、実質上彼らの植民地になってしまふという日本の独立への危惧＝国家主義的傾向、そして第二に、「東亜人種の運命を荷へる独立国の体面に掛けて」⁽³⁴⁾、東洋を圧迫する西欧列強の一国であるロシアと戦わなければならないというアジアの盟主としての日本の自負心＝アジア主義的傾向、この二点である。

まず前者を検討しよう。北は実際の戦争の残酷さを認識していないわけではない。「砲火は残酷なり、一瞬にして千万の生靈を殺す」⁽³⁵⁾。しかし続けて「商工を以て戦ふ戦闘の更に残酷なるに思ひ到れ」⁽³⁶⁾と述べ、「米大陸といひ、西北利亞といひ、濠州といひ、印度といひ、阿弗利加といひ、渾べて皆英米仏独露の列強によつて握らるゝ者。彼等が是等豊饒にして広大なる領土により、関税の壁を築きて其激甚なる経済的戦争を戦ひつゝあるの時。栗大の嶋国が奈何ぞ商工に於て立つを得むや」⁽³⁷⁾として、資源や土地に乏しい現状の日本が「経済的帝国主義」の中で生き残ろうとしても、他の列強が日本よりもはるかに優位にある以上、敗北するのは目に見えている、と断言する。ゆえに、「吾人は不幸にして帝国主義の罪惡の時代に生る、而して帝国主義の第一要件は領土の広大にあり。戦争は止むべからざるに非らずや」と主張し、日本の対外膨張と、その目的にかなう戦争を積極的に支持することになる。

「ここで考えなければならないのは、北が信奉する「社会主義」を唱えていた他の人々が「非戦論」を主張していたことである。一九〇三年十月に『平民新聞』が発行されたときにはそれを数十部佐渡まで取り寄せて知人に配布し⁽³⁹⁾、「吾人は社会主義者なり。恐くは其の信仰の度に於て万人の後へにあらざるべし。故に最も今日の社会主義者を尊敬す⁽⁴⁰⁾」とまで言う北は、どのようにこの非戦論に対応したのか。

北はまず社会主義を無政府主義と区別し、「社会主義の実現は團結的権力を恃む。国家の手によりて土地と資本との公有を図る。……生産と分配との平均、即ち経済的不公平を打破することが是れ吾人の社会主義なり」⁽⁴¹⁾と述べた後、以下のように続ける。

「故に社会主義は必ず國家の存在を認む。故に國家の自由は絶対ならざるべからず。故に他の主権の支配の下に置かるべからず。故に国家の独立を要す⁽⁴²⁾」。

つまり、北の言う「社会主義」とは、土地と資本の公有によって経済的平等を図ることであり、その公有の主体として国家を想定する以上、その存在なくして社会主義は実現しない、というものであった。そして、現実の日本は西欧帝国主義の脅威により、その国家の存在自体が危機に立たされている。これを救うには戦争によって大陸に領土を得て、それを基盤として「経済的戦争」を戦い抜かねばならない。すでに十分に領土を得た欧米各国の社会主義者が「血を好む軍人と事を悦ぶ外交家の挑発」「富豪資本家の私利私慾」「皇帝や政治家の偏狭にして卑小なる名利の心と、旧思想の凝結せる国民の、国家的浮誇と国家的嫉妬の情」⁽⁴³⁾に基づいて行われる自国の帝国主義戦争に反対するのは理解できるが、日本国家自体の生存のために不可欠な帝国主義戦争を日本の社会主義者が批判するのはおかしい、日本

の帝国主義は後進国として「國家の当然の権利——正義の主張⁽⁴⁴⁾」である、と論じていく。そして北は「社会主義は『國民』の正義の主張なり。帝国主義は『國家』の正義の主張なり⁽⁴⁵⁾」と述べ、帝国主義と社会主義が決して矛盾しないとすることを強調する。これはまさに「持てる国・持たざる国」の理論であり、日本を国際的な意味での弱者として位置づけ、その拡大を正当化するさまは、のちの『改造法案』における「國家の権利」の原型と言えるものであろう（すでに「國家の当然の権利」という言葉を使っていていることに注意）。その意味では、「二十歳の北が行なった政治的主張には、北の生涯保持した思想の原型が、おどろくほど鮮やかに刻印されている⁽⁴⁶⁾」という評価はまさに正鵠を射たものであると言えよう。

さて、ここで非戦論を強く唱えていた社会主義者の主張と比較してみよう。ここではのちに北と親しくなる幸徳秋水の主張を中心にして見ていきたい。⁽⁴⁷⁾ 幸徳をはじめとする社会主義者も、決して統治機構としての国家の存在自体を否認するわけではない。しかし、国家が真に民主的なものでなく、地主や資本家階級によって独占されている現状を考慮に入れ、これを改変する必要性を説いている。⁽⁴⁸⁾ この点では北の国体論批判や普選提唱といった主張もこの考えに合致する。しかし、北と異なるのは、北が「上層階級」によって牛耳られる日本の現政府を批判するという階級闘争の観点を有しつつも、その体制のままで日露戦争を遂行することに対しむしろそれを奨励する態度を示したのに対し、幸徳は日本もロシアも「愛国主義」「軍国主義」に基づく「帝国的欲望」によって戦争を行っているという主張、すなわち日本とロシアの「帝国主義」の間に区別をつけず双方のそれをともに批判し、特に日本の現政府に対しては厳しくこれを攻撃するという主張を展開していることである。⁽⁴⁹⁾

あまりにも有名な例を挙げよう。開戦後の一九〇四年三月二七日付『週刊平民新聞』社説「嗚呼増税！」では、「吾人の国家を組織するは何故ぞや、政府を設置するは何故ぞや、而して国家政府を維持せんが為めに、其生産せんとを保続せんが為めのみに非ずや」⁽⁵⁰⁾と述べ、戦争で利益を得る「政治家、投機師、軍人、貴族」を中心とする政府が増税によつて国民を苦しめている現状は、「吾人が国家政府を組織し、之を支持する所以の根本的目的理由と、甚だ相副はざるを断言せんばあらず」⁽⁵¹⁾として、国民を「圧制し束縛し掠奪する」⁽⁵²⁾国家ないし政府に対してもつつきりと対峙する姿勢を打ち出しているのである。

このように、同じく国家を改革せねばならぬと主張しながらも、その国家の存在をどのようにとらえるかによつて、「国内改革」及び「対外戦争」に対する考え方の違いが出てくると言えよう。幸徳は一九〇三年七月に『社会主義神髄』を公刊しているが、その中で「今の社会問題解決の方法は、唯だ一切の生産機関を、地主資本家の手より奪ふて、之を社会人民の公有に移す有るのみ」⁽⁵³⁾と述べている。この「公有」の主体が「國家」と呼ばれるものになるか否かはともかく、「真正の社会主義者中何人も今日の所謂国家に満足して之を信頼する者あらず」⁽⁵⁴⁾として、特權階級が牛耳るような現実の国家のもとでは、絶対に社会主義の実現は不可能であるとしており、ドイツ社会民主党を例に挙げて「彼等の理想せる一切平等の利益を増進するの組織が、國家なる語を附して果して適當なるや否やは、是れ自から別問題なり」と述べている言葉からも、国家というものに絶対的な価値を置いていないことは明らかである。それゆえに、「国難」と喧伝されたロシアとの戦争に対しても、はつきりと「非戦論」を表明することができたのである。⁽⁵⁵⁾

一方、北も現実の国家を全面的に良しとするわけではない。たとえば北は「固より社会主義の実現されたる状態が、今日の国家なる称呼と全く別物なるは言ふまでもなし」⁽⁵⁷⁾と述べている。その意味では、彼もまぎれもなく「真正の社會主義者」と共通の考えがあった。しかし、北はそれに続けて「其の（社会主義の一萩原注）実現の手段として国家の手を煩はさざるべからざるは亦論ずるの要なし」⁽⁵⁸⁾と言う。やはり北にとって、国家の存在は軽視することができないものであった。

岡本幸治は北を「國家・國民主義」者であるとして、「危機感の高揚期においては〈國家〉が優先権を与えられて比重を増し、相対的に〈国民〉が後退するという傾向を内在させることになる。逆に〈國家〉の独立が危機に瀕していない平時においては、〈国民〉の権利、すなわち自由・平等の確保を中心とする個人権の主張、個性尊重の思想が相対的に前面に押し出される」⁽⁵⁹⁾と北の思想を読み解いている。確かにこの解釈は的確である。しかし岡本が軽視しているのは、現実の「國家」というものが北にとって理想的なものでなくとも、「国難」（ここではロシアの脅威）という状況に直面すればその存続を優先したという点である。現実の「國家」が悪いから「国難」に対処できない、これを打開するには国内改革が必要であるとしながら、結局はその「国難」から「國家」の枠組みを守るために、現実を容認する姿勢に移行してしまう。そして、最終的には、一部の非戦論者を除き「國論は一定せり」⁽⁶⁰⁾として、戦争へ向けて挙国一致の状況ができあがつたことを喜ぶにいたる。このような北のスタンスは主観的には「状況（時）の変化による価値判断の力点の相違を意味するに過ぎ」ない⁽⁶¹⁾と言えるのかもしれないが、客観的に見れば「現実との緊張関係を喪失して、現実に引きずり回される危険性をも合わせ持っていたことを示す」⁽⁶²⁾のではないだろうか。まさにこの時

期の北は「社会主義者として、或いは反国体論者として現実の明治国家を批判したけれども、他方では帝国主義者として、その同じ明治国家の膨張を擁護した」⁽⁶³⁾のであった。

ついで、北の日露開戦論におけるアジア主義の側面を検討する。

彼は日本を取り巻く当時の国際状況を以下のように描いてみせる。

「北に露西亞^(ろしあ)あり、東に亞米利加^(あめりか)あり、膠州湾の独、上海の英、安南の仏。三十歳の小兒（日本を指す）——萩原注⁽⁶⁴⁾はこの白人種包囲攻撃の中央に立てるなり」。

ここで北は日本を「白人種」と対峙するものとして描く。当然ながらその使命は黄人種＝アジア人種の「救済」である。

「今日に於て一たび露に下らむか、清韓四億の黄人種は永遠に奴隸の境遇より脱する能はざらむ。……日本帝国の問題にあらず、實に黄白人種競争の決勝点なり」⁽⁶⁵⁾

「多言は要せじ。千歳の一遇なる今日を失はむか、四千五百万の同胞と清韓五億の生靈とは奴隸の境遇に投ぜられむ」⁽⁶⁶⁾

ところが、一方ではこのように「アジアの盟主」としての日本像を立ち上げ、日露戦争を「アジア解放戦争」と位置づけるにもかかわらず、こと「日本国家の生存」のための「帝国主義戦争」としての側面を語り出すと、その主張は矛盾をきたすのである。たとえば以下の文章を見ていこう。

「満洲。朝鮮。而して西班牙の東南部。吾人は大陸に於ける足台として先づ是等を以て吾人の国旗の下に置か

ざるべからざるを主張す⁽⁶⁷⁾」。

「帝国主義の残酷を免れむとする、或る場合に於ける方法として侵略は止むべからざるに非らずや。血を見むが為めの戦争にあらず、自衛の為めなり。国家存在の為めなり」⁽⁶⁸⁾

「満洲鉄道と東清鉄道とを我に奪ふ、満韓の開発は易々たるもの」⁽⁶⁹⁾

「日露開戦の一挙は吾人日本民族の膨張すべき楽園を与ふる者なり」⁽⁷⁰⁾

ここでは日本が助けるべきとしていた中国がもともと領有していた満州、及び韓国への侵略を是とし、それを「自衛のため」として正当化している。これは資源や土地に乏しい日本が西欧の帝国主義に対抗していくためには戦争によって利権を得ることが必要である、という既述の論理からいけば当然かもしれない。しかし、問題なのは、一方ではアジア解放を唱えつつ、他方ではアジアを抑圧し、利権を奪う存在として日本が君臨することになりかねない主張を開拓しているという、その二面性である。

北は「一日の長たるを恃みて他の不幸なる国家に経済的圧迫を加へ不幸なる国民の血をしぼることは吾人の帝国主義の意味せざる所なり」⁽⁷¹⁾と言いながら、「狭隘の国土より溢れ出づる国民（日本国民——萩原注）をして外邦の残酷暴戾なる帝国主義の脚下に蹂躪せしめず、國家の正義に於て其の権利と自由とを保護するのみ」⁽⁷²⁾とし、その結果として「一葦^(マツ)帶水の満韓に移りて其の栗を求むる、止むべからざることにして、又『土地公有』の真理より謂へば当然の権利なり」⁽⁷³⁾と述べている。ここで言う「土地公有」には、単に国内の土地を国家の手によって公有しそれを平等に分配するという意味だけでなく、国際的にも、領土（すなわち土地）の少ない日本は、豊富に領土を持つ他の西欧列強と

平等な領土が与えられるべきであるとする意味も含まれており、それを実現するために日本は自ら武力で満州や韓国を領土として獲得すべきである、という論理へとつなげるるのである。⁽⁷⁴⁾ すなわち、この論説を書いている時点の北は、日本と同じく生存の権利があるはずの中国や韓国の国家——ひいては国民——の権利を、実際には軽視していること⁽⁷⁵⁾ が理解できよう。

ただし、北を弁護しておくなれば、日露戦争以前の日本は、自らアジアの指導者となつて西欧列強と対峙するといふ「アジア主義」を実行し得るほどの力がなかつたこともまた事実である。この時期においては、「朝鮮問題こそが当面の課題であり、それを越えて、「アジア」の観点を打ち出すことは困難であった。いいかえれば、ここではまだ、アジア主義形成の条件を見出だし得なかつたということに他ならないであろう⁽⁷⁶⁾」という状況にあつた。北もまた、この限界から逃れることができなかつたということができる。

北が日露戦争終結後において、自らの思想の中における「自國の拡大」＝「帝国主義」と「アジアの解放」＝「アジア主義」との間にある矛盾をいかに解決しようとしたか、そして現実の国家とどのように向かい合うことになつたか、それは次章で検討していくことになる。

第二章 日露戦争後の論説——『国体論及び純正社会主義』を中心に

1 『国体論』への道筋

一九〇三年に立て続けに三篇の日露開戦論を発表した北であつたが、その後約二年ほどの間、恋愛に関する二篇の

詩を『佐渡新聞』に掲載した以外はなんら言論活動を行っていない。北は一九〇四年夏に上京し、早稲田の聴講生となるが、六ヶ月で退学し、その後は図書館で独学しながら、ひたすら自らの理論形成にいそしむことになる。この前後に北が待ち望んだ日露戦争が始まり、奉天会戦・日本海海戦などを経て、一九〇五年九月のポーツマス条約で一応の決着を見たのであるが、いたん戦争が起⁽¹⁷⁾れば政府をことさらに勉励する必要もなく、また戦争が終結するまでは国内改革を主張する場合でもないため、理論形成に没頭したのではないかと考えられる。⁽¹⁷⁾ともあれ、戦争の終結は国内改革論を公に示す契機となつたに違いない。

一九〇五年九月、祖母の死によつて一時帰郷した北は、同年十月、『佐渡新聞』に「社会主義の啓蒙運動」と題する論説を発表した（ただし未完）。この論説の内容の大半は『国体論』にも取り入れられるのでその内容には触れないことにするが、北は対外的な緊張がとりあえず薄れたこの時点で、自らの理想とする国内改革を速やかに行いたい、という意識を持ち始めたようである。それをよく示すのが、この直後に書いた「佐渡中学生諸君に与ふ」（『佐渡新聞』一九〇五年十二月五日付）という詩である。これをよく示すのが、この直後に書いた「佐渡中学生諸君に与ふ」（『佐渡新聞』一九〇五年十二月五日付）という詩である。この詩は、北が後輩に当たる佐渡中学の学生に配布したビラをもとにして、一部修正して『佐渡新聞』に掲載されたものである。北は以下のようにうたう。

「窓外試に眼を移して社会の現状を見る、／何の理想あらむや、／何の意氣あらむや、／坤球さながらに地獄の底。

銅臭の魔王恣に法律を定めて、／幾万餓殍の上に玉座を築き。／奴僕の群鬼名を国家に盜みて、／あゝ可憐羚羊の民は／涕泣徒らに他界の淨土にすがる。

友よ、軍備の誇りに恥ぢずや。／一魂掌上の地球儀、／滑かにして小さき。／ツアールと、カイゼルと、／而して或者と、／兒戯なるかな、彩色を争ひて、／人此の上に昆虫の如く鬪ふ。

名は理あり、国民の義務。／義務の名に於て国民は死しぬ、——／満洲の野十万の鬼、国民は死しぬ。／されど、あ、権利よ、／死の義務に伴ふ生の権利よ。／田園荒蕪して孤児餓に泣き、／蘭燈影暗く寡婦独り断腸。／見よ——魔王の大臣舌を吐いて笑ふ。

言論の自由とや、／遠き昔に去れり。／思想の独立／今何處ぞ。／土百姓の奴隸的服従を憲法の被布に包て、／片腹痛いかな、／咄、東洋の土人部落。

友よ、革命の名に戦慄くか、／そは女童のことなり。／良心の頭上何者をも頂かず、／資本家も、地主も、／ツアールも／カイゼルも／而して……（言ふべからず！）／靈火一閃、胸より胸に、／罪惡の世は覆へる、／——地震のごと。／大丈夫斯くてこそ世に生れめ。⁽⁷⁸⁾

「あ、友よ。／名を求むるか、脆ろし。／理想こそ永久なる／ソーシアリズムあり。／恋か、小さし。／意氣のみぞ不滅なる／デモクラシーに來たれ。」⁽⁷⁹⁾

（引用内の改行は連替え、斜線は原文の改行、傍線部は原文）

長い引用になつたが、ここに見られる北の真情の吐露は興味深い。

「国民の義務」の名のもと駆り出された日露戦争の結果、国民はかえつて苦境に追いやられ、「銅臭の魔王」「奴僕の群鬼」「魔王の大臣」と称される特權階級はその犠牲の上に現実の国家を独占している。言論の自由も思想の独立

も過去のものとなつた。この状況を覆すためには革命しか道はない、その前には資本家や地主、そして「ツアール」や「カイゼル」とともに（あえて明言を避けているが）「天皇」も——問題ではないのだ、革命によつて「罪惡の世」を覆さねばならない、「ソーシアリズム」と「デモクラシー」——社会主義と民主主義こそが、日本の現況を救うのだ。——まさに若き北の高揚した想いが溢れていよう。

ここで注目すべきなのは、かつて北自身が熱く支持した日露戦争の結果が国民の苦しみを招いたことを直視していることである。日露戦争の勝利、すなわち日本の対外的地位の高まりは北の望むところであり、それ自体には満足していたであろう。しかし、戦勝だけでは決して国民が幸福にはなり得ないことも認識したのではなかろうか。つまり、現実の国家が特権階級に独占されている場合、たとえ国家自体の存亡の危機に立ち向かうための戦争であつたとしても、それは現実の特権階級を利するに過ぎない、といふことへの認識である。すなわち、幸徳秋水の言うところの「今の国際的戦争が、単に少数階級を利するも、一般国民の平和を攪乱し、幸福を損傷し、進歩を阻礙するの、極めて悲惨の事実たる」⁽⁸⁾ことを北も認識したのではないかと考えられる。さらにいえば、現実の帝国主義——領土拡張を「児戯」と評し、「ツアーリ」「カイゼル」と並べて「或者」＝「天皇」が繰り広げるそのさまを「昆虫」に見立てて批判しているさまは、「日露開戦論」において「満韓に進出せよ」と獅子吼した人間と同一人物とは思えないほどである。

勿論、だからといって、北が社会主義者の唱える「非戦論」に完全に転向したわけではない。しかし北は、「国際的戦争」を断行する際においても、単に領土を拡大させればそれでよいというのではなく、一般国民の平和・

幸福・進歩を目的として掲げるような戦争でなければならない、という意識を抱いたのではなかろうか。しかし、そのような戦争は少数の特權階級が独占する国家を国民全体の手に奪い返さなければ実現不可能である。その実現のために説かれたのが「革命」であった。

2 「国体論」の論理構造

さて、このような詩を残し、佐渡をあとにした北は、東京でさらに研究を重ね、一九〇六年五月、『国体論』を発刊する。弱冠二十三歳の青年が著したこの書物は、大きな反響を呼び起こし、片山潜をはじめとする社会主義者や、福田徳三・河上肇らの大きな称賛を受けた。⁽⁸²⁾ しかしこの中で北は痛烈に「国体論イデオロギー」を批判したため、『東京日日新聞』などから「不敬ではないか」という声が挙がり、その結果、発刊五日後に発禁処分を受けることになった。そののち、北は比較的穩当と見られる部分を分冊にして発刊しようと試みるが、その一つである『純正社会主義の経済学』もまた発禁処分を受けることになった。北が説いた「革命」は、國家権力の手によって挫折させられたのである。

ところで、『国体論』を見ていく上でおさえておかねばならないのは、佐渡時代に形成された北の思想像が随所にうがえるとともに、新たに「進化論」に基づく論理がちりばめられていることである。⁽⁸³⁾ 『国体論』において、「單に生物進化の事実の発見として継承せられつゝあるもの（「進化論」を指す—萩原注）に整然たる組織を建て、凡ての社会的諸科学の基礎となし」⁽⁸⁴⁾ たと自負する北は、その進化論に基づいて「社会主義の理想は可なりと雖も果して実行

せられ得るやといふが如き疑惑は、今日の社会民主々義を以て人為的考案のものと解して歴史的進行の必然なる到達と考へざるが故なり⁽⁸⁵⁾」としている。すなわち北は、進化論を受容したことによつて、佐渡時代から抱いていた「社会主義」の理想が必ず実現するという確信を持つに至つたのである。そして、「著者は当然に著者自身の社会民主々義を有す⁽⁸⁶⁾」と述べ、進化論に基づく自らの社会主義理論を「純正社会主義」という独自なものとして位置づけたのである。以下、その点に注目しつつ『国体論』の検討に入つていきたい。

北は今日の日本を「普天の下地主の王土にあらざるなく、率土の浜資本家の王臣にあらざるなし⁽⁸⁷⁾」と評し、その下にいる一般の国民は地主や資本家の奴隸のような状態に置かれているとみなす。この状況を変えるには、「正義と権利との名に於て土地及び生産機関の公有⁽⁸⁸⁾」を実現し、「一切階級を掃蕩し⁽⁸⁹⁾」て社会全体の利益を計らねばならないとする。このような主張は、佐渡時代の論理を継承したものだと言える。そしてその階級の一掃は、「貧少なる分配を平等にすべきことを主張せずして寧ろ富有的な公共財産に対して個性の相異に応ずる共産的使用によりて満足を得べきことを理想とする者なり、上層階級を下層に引き下げる者にあらずして下層階級が上層に進化する者なり⁽⁹⁰⁾」という考え方のもと行われるべきだとしている。北は現在の資本合同（トラスト）がかつての小資本分立時代よりも大規模な生産を可能にしたことを受け、次のように述べる。「如何に労働者と小資本家とが其の横暴に恐怖して極力妨害に努むとも歴史の大潮流は木柵石塊を以て阻むべからず⁽⁹¹⁾」。すなわち、トラストの形成は進化の法則に基づくものであるから、労働者や小資本家がいくらこれに反対しても意味はないとして、むしろそれをさらに「進化」させて「全社会の合同」によってさらなる大生産を実現し、分配のパイを大きくすることを目指すべきで、そうなれば、下層階級を

上層階級の生活レベルに引き上げるのは簡単である、と言う。つまり、「社会主義は大生産によりてのみ実現される」というのが北の持論だったのである。⁽⁹²⁾ 進化論の「優勝劣敗」「自然淘汰」にもつながるような「上昇志向」とも言うべき北の発想については、『国体論』においても、またのちの論説においても随所に出現するところであり、その重要性を指摘しておきたい。

ついで、北の国家観を見ていこう。佐渡時代の論説で明確に示しているとおり、「公有と分配」の主体となる「社会」は「國家」だとされる。しかし、社会としての国家が一部権力者の所有に帰しており、その意思によつて動かされていては、当然そのような機能を發揮できない。古代・中世を経て近世に至るまで、国家（国土・国民）はあくまでその支配者（君主、貴族など）の利益のために存在するものであった（北はこれを「家長国家」と呼ぶ）。それが近代に至つて、国家は一部の支配者の所有物ではなく、それ自体が一個の「法律上の人格」として君主をも国家の一員として包含するようになり（国家の最高規範である憲法の規定は君主をも規制する）、⁽⁹³⁾ 「国家が明確なる意識に於て國家自身の目的と利益との為めに統治するに至りし者にして、目的の存する所利益の帰属する所として国家が主権の本體とな」⁽⁹⁴⁾ つたとする（北はこれを「公民国家」と呼ぶ）。北は、「家長国家」から「公民国家」への移行は普遍的な「進化」の法則にのつるものであり、それは日本でも西洋でもかわりはない、と考えていた。日本においては、「ペルリの来航は攘夷の声に於て日本民族が一社会一国家なりと云ふ国家意識を下層の全分子にまで覺醒を広げ」、⁽⁹⁵⁾ 一部の支配者（江戸幕府）が国家を独占している現状に対して反旗を翻すものが続出し、明治国家の成立を見た。国民全体が「国家の目的理想」というものを意識したこの明治維新の変革を北は「維新革命」と呼び、これを以て日本

は「國家主権」の「公民國家」へと進化した、と述べるのである。

それゆえに北は、「國家主権」という眞の国体を解せず、「万世一系の天皇」が日本を統治するというのが日本の「国体」であると唱える穂積八束ら「国体論」者を徹底的に批判する。たとえば、北は穂積が「國家統治の主権は万世一系の皇位に在りて変ることなかりしは我國体なり」とする一方で、「維新革命は主権を回復せる者なり」などと述べている点をとらえ、天皇にずっと帰していただはずの主権が「回復」されるなどとは矛盾ではないかとして、「何の抛る所あるやを解する能はず」と罵倒し⁽⁹⁷⁾、また国家や国民を自らの所有物としていた「家長國家」時代の「天皇」と、国家の主権を認めていた「公民國家」時代の「天皇」では、同じ「天皇」と表記されても意味が違うのであり、「国体論」者は進化の法則に逆らつて国家を再び権力者としての天皇の所有に帰すことを企図しているものとして、その復古主義を厳しく裁断する。⁽⁹⁸⁾さらに、日本の歴史を通じて国民が常に天皇に対して忠誠を尽くしていたとする主張に対しては、竹越三叉の『二千五百年史』などの資料を駆使しつつ、日本人の多くが時の実力者に従い、その結果「乱臣賊子」として天皇の権威を損傷したことを語り、『二千五百年間皇室を奉戴せりと云ふ日本歴史の結論は皆明かに虚偽なり』⁽¹⁰⁰⁾と断じて、容赦ない批判を加えている。

さらに北は、天皇は統治権の総攬者ではないとして、独自の明治憲法解釈を展開する。明治憲法の規定を詳細に見ていくば、憲法第五条の立法権、さらには北が「最高の権限」⁽¹⁰¹⁾として位置づける第七十三条に規定された憲法改正権において、帝国議会の協賛ないし議決が必要だと明確に記されている。これは天皇だけでは全ての統治権を発動できず、天皇と議会（すなわち「国民」の代表者）が両立してはじめて統治権の一部である立法権や憲法改正権を行使す

ることができる、ということを意味する。ゆえに、現今明治憲法下の政体は君主政体でも共和政体でもなく、「最高機関」が「特権ある国家の一分子（＝天皇）と平等の分子（＝国民）とによりて組織せらるゝ」、「世俗の所謂君民共治の政体なり」⁽¹⁰³⁾として、「天皇」のみならず「国民」（ひいてはその代表者たる議会）も最高機関であると位置づけている。美濃部達吉の「天皇機関説」が天皇を最高機関として位置づけていることを考へると、北のこの論はよりラディカルな「天皇機関説」と言えるものであつたとも解釈できる。⁽¹⁰⁴⁾加えて北は、天皇をも含めた「広義」の「国民」が最高機関を構成するということから現在の日本は「民主主義」である、とも言い切っている。⁽¹⁰⁵⁾しかし、北の主張はそのラディカルさゆえに、「國体論」イデオロギーを国民統治の根幹としようとした政府権力の側から警戒され、発禁処分という弾圧を受けることになったのである。

しかし、憲法上はそのような形で「國家主権」ならびに「民主主義」が確立したとしても、実際には国家が「公有と分配」を行う主体とはなつておらず、ゆえに経済的不平等が続いている。それは、明治維新直後に天皇自ら「万機公論に決すべし」と表明したにもかかわらず、藩閥が貴族主義に陥つてそれをおろそかにし、自由民権運動を受けて議会の開設に踏み切つたものの、制限選挙ゆえに全国民の声を国家の政治に反映させる回路がなく、資本家や地主の横暴を抑えきれないからである。ゆえに北は言う。「維新革命の理想を実現せんとする経済的維新革命は殆んど普通選挙権のことにて足る」と。普通選挙による、国民全体（但し女性は除外）⁽¹⁰⁶⁾の政治参加——これこそがまさに経済的平等を追求する「社会主義」実現への大きな一步だと北は判断したのである。もちろん、その道のりは決して簡単なものではない。なぜなら、権力者が社会主義者に対する「唯一の途は迫害より外なく」「迫害は強者の利益にして権

利⁽¹⁰⁸⁾」であり、この迫害を打破して普通選挙権を獲得するには、「片々たる数千百人の請願によりて得らるべからず實に根本的啓蒙運動による全国民の覺醒によりて彼等權力者の一団を威圧して服従せしむること」⁽¹⁰⁹⁾が必要だからである。「凡ての權利は強力の決定なり。團結に覺醒せるときに強力生ず⁽¹¹⁰⁾」と断じた北は、その「強力」を國民の覺醒に基づく團結に求め、それを以て國內改革を押し進めようとした。「天地万有たゞ『力』なり。社會は強力によりて動く。勝てば是れ官負くれば是れ賊⁽¹¹¹⁾」とまで言う北は、常に「強さ」を基準として、今後もあらゆる問題に立ち向かっていくことになる。ともあれ、北にとつて、「維新革命」とそれに続く憲法發布が「國家主權」の國体や「民主主義」の理想を樹立した「第一革命」だったとすれば、今後行うべき「純正社會主義革命」は、そこでやり残した問題を解決する「第二革命」とも言えるものであった。⁽¹¹²⁾

さて、次に、「個人」と「社會」ないし「國家」との關係を北がどのようにとらえたかを検討してみたい。北は、個人と社會との關係について、「人は只社會によりてのみ人となる」⁽¹¹³⁾と述べ、かつ「個人は決して原始的に個人として存ぜしことなく墳墓に入るときにも社會をなす」⁽¹¹⁴⁾として、独立した個人が契約を結ぶことによつて社會を形成するという社會契約説を批判した。そして、ダーウィンの進化論に対しても、「個」のレベルだけでなく「社會」単位の生存競争を通じての「進化」を考慮に入れるべきだとしている。⁽¹¹⁵⁾ここから北は以下のよ的な論理を展開する。

「個人が一個体として意識する時に於て之を利己心と云ひ個人性と云ひ、社會が一個体として意識する時に於て公共心と云ひ社會性と云ふ……一個体は個人たる個体としての意識を有すると共に、社會の分子として社會としての個体の意識を有す……吾人の意識が個人として働く場合に於て個体の単位を個人に取り、社會として働く場

合に於て個体の単位を社会に取る、吾人が利己心と共に公共心を、個人性と共に社会性を有するは此の故なり」⁽¹¹⁶⁾。

つまり、北にとって「個人」はあくまで社会とは切り離せないものであり、一個人としての意識と同時に社会を構成する一分子としての意識も持つと考えている。よって一個体としての個人の利己心というのも、結局はその個体が「社会」の分子であるという事実が変わらないため、結局社会全体への公共心とつながるものである。ならばあえて「利己心利他心と対照して呼ぶが如きは甚だ理由なきこと」⁽¹¹⁷⁾である。ゆえに北は、個人の利己心=個人性を「小我」と呼び、社会全体への公共心=社会性を「大我」ととらえ、後者は前者よりも優越するものとしつつも、その両面を生かしながらさらなる進化を目指さねばならないと考えた。進化にはより大きなものへと「同化」されていく過程があるとともに、個々の優れた個性を生かす「分化」の作用がある。ゆえに個人は「小我」を強調しすぎて自らの属する社会の「大我」を忘却してはならないが、それとともに社会もその構成員である個人の「小我」を生かすことを考えなければならない、そうしてはじめて個人も社会も進化の道をたどることができるなどと強調する。⁽¹¹⁸⁾ そして個々の人間は、かつて猿類が「類人猿」を経て人類へと進化したように、「神類」へと進化するべき存在である、というものが北の主張であった⁽¹¹⁹⁾。では、北はその個々の人間によつて構成される「社会」が将来どのように進化していくと考えたのだろうか。

北が現今最大の「社会」として「国家」を重視していることは、「国家に主権ありと云ふを以て社会主義なり」⁽¹²⁰⁾などというように、「国家」と「社会」とを区別せず論じているような記述が散見されることからも明らかである。先に見たように、北の言う「社会主義」は国家の手による資本と土地の公有を目指すものであり、それが「国家の目的

「理想」を実現することにつながるという主張を考慮に入れれば、彼の「社会主義」が「国家社会主義」の色彩を帯びることは否定できまい。

しかし一方で、北は「進化論」を支持していたがゆえに、「國家」でさえも永遠不変のものではないと考えるようになつていく。そもそも、国家が一部の権力者の所有物であった「家長国家」から、国家自身が主権を有するに至つた「公民国家」への移行は、国家体制の「進化」といえる。さらに経済的不平等から経済的平等へと移行する「純正社会主義」の実現も、同様に進化の法則にのつるものと考えていた。北は言う、「国体及び政体は進化的過程の者として、即ち歴史的進行の社会現象として動学的に研究すべき者なり」。⁽¹²²⁾ ゆえに北は、現時点では「社会」の最高段階ととらえられる「國家」もまた、それを超えた新たな「社会」へと進化していくことを認識するに至つた。「現今 の地理的に限定されたる社会、即ち国家を以て永久に生存競争の単位とな」すならば、それは「万有を静的に考ふる者として愈々以て進化論の思想と背馳する」、という言葉にもそれはよく表れている。⁽¹²³⁾ そこで考え出されたのが「世界連邦」の構想であった。

北は、帝国主義が「征服併呑の形に於て社会を進化せしめたる」⁽¹²⁴⁾ 意義を有するとし、小国家から大国家への拡張を是とする。すなわち「吾人は帝国主義を以て歴史上社会進化の最も力ありし道程たることを強烈に認識するのである」。⁽¹²⁵⁾ しかし、既述したように進化には「征服併呑」のような「同化」作用と同時に、「分化」作用の側面もある。世界全体が進化していくためには、一国が他の全ての国家を併呑するのではなく、いくつかの国家や民族がそれぞれの個性を生かしつつ共存しなければならない。となると、武力による国家同士の生存競争の方式 자체もまた進化の過程

で変容せざるを得ないのである。国内における「階級闘争が始めに競争を決定すべき政治機関なかりしが為めに常に反乱と暗殺の方法にて行はれ來りしもの、今日内容の進化して競争の決定を投票に訴ふるに至りたる」⁽¹²⁶⁾ ように、将来的には国家間の競争も「階級競争の其れの如く投票によりて決」⁽¹²⁷⁾ することができる、ゆえに平和的な「投票」という手段によつて国家間の問題を解決し、それぞれの国家が共存できるような国際組織が形成される、それこそが将来目指すべき「社会」——個々の国家を超えた「世界連邦」——なのである、と北は強調する。このような、議論と投票という平和的手段によつて国際紛争を解決する組織を作るべきだという主張は、すでに北以前にも、たとえば植木枝盛の『無上政法論』（一八八〇年）などにも見られるが、「社会」の進化という発想に基づいた上でこのような論を提示したところが、北の独創性と言えるかもしれない。つまり北はこの「世界連邦」論を単なるユートピアとしてではなく、進化の過程——すなわち彼が信じるところの科学的根拠——に則り必ず実現するという確信を持ちながら説いたのである。

世界連邦の枠組みの中では、それを構成する個々の国家の存在は認められ、かつその個性は尊重されるが、その意思は「小我」として扱われ、世界連邦の「大我」——平和共存という全体意思——に反しない限りにおいてそれぞれの意思を表明するに止まる。すなわち、個人と国家の「小我」「大我」の関係が、国家と世界連邦の関係にもあてはまることになるのである。

「個人が其の小我を終局目的として国家の利益を害するならば国家の大我より見て犯罪なる如く、国家にして若し——否！ 今日の如く世界の大我を忘却し国家の小我を中心として凡ての行動を執りつゝあること帝国主義者

の讃美しつゝある如くなるは、實に倫理的制度たるを無視せる國家の犯罪なり」⁽¹²⁸⁾

「（社會主義は——萩原注）個人の自由を認識する如く國家の独立を尊重す、而も其の個人の自由の為めに國家の大我を忘却し、其の國家の独立の為めに更に世界のより大なる大我を忘却することを排斥するなり」⁽¹²⁹⁾（傍点は原文）

かくして、北は西歐列強が進めてきた「國家」の「小我」を強調する帝国主義に対し、それを乗り越えるものとして独立諸国家の平和共存をうたう「世界連邦」を提示した。そして進化の最終的段階においては、國家競争がなくなり、「全人類の世界的國家が實現さるべきを期待し得べし」というように、「世界國家」の構想まで示している。⁽¹³⁰⁾

もつとも、帝国主義の現況から「世界連邦」、そして「世界國家」へと至る道は、現時点ではまだなお遠い。北は「國家競争の現実は速かに脱却せざるべからず」⁽¹³¹⁾としつつも、「今日の國際戰爭」が「國家の為め」という名の下に戦われている現状を評して、「是れ未だ（全人類が——萩原注）同類意識の發展せずして國家と云ふ地理的に限定せられたる」ところにとどまっているからだと述べる。さらには「國家の權威を主張する國家主義の進化を承けずしては万国の自由平等を基礎する世界連邦の社會主義なし」「帝國主義なくして全國家の權威の上に築かるる世界連邦の世界主義なし」⁽¹³²⁾として、「『國家』が君主等の手より放れて自由を得て僅少なる進化の今日」⁽¹³³⁾を鑑みれば、いまだ國家競争を話し合いで解決できる段階まで現状は進化していない、ゆえに帝國主義をとりあえずは是認せざるを得ない、と述べる。つまり、すでに列強の植民地となってしまったアジア・アフリカの諸国は、帝國主義という生存競争に敗れ、その独立を失つてしまつた以上、将来の「世界連邦」に参加することはできない、ということになる。

よつて、世界連邦が実現する前に日本が他の帝国主義の「同化作用」に組み込まれては——つまり「優勝劣敗」の国家競争における「劣者」となってしまっては——ならない。ゆえに自国の独立、ないし生存を目的とする戦争は肯定される。それに基づいて北は「吾人は實に日本と名けられたる小さき貴族がスラヴなる大貴族の圧迫を排除して自由を主張したることを万国社会党大会の決議に反して讃美す」⁽³⁵⁾と、日露戦争についても高く評価するのである。

それでは、北は理想として「世界連邦」論を立ち上げたものの、結局はまだその時期に非ずと考え、現状の帝国主義を容認するに止まつたのであろうか。それとも、「世界連邦」へと近づくための何らかの具体的な方策を描き出したのであろうか。

3 「國体論」におけるアジアとの連帯意識

北は日露戦争を「讃美」する一方で、「佐渡中学生諸君に与ふ」に見られたように、日露戦争によつてもたらされた弊害を踏まえ、単に武力に基づく对外膨張だけでは国家のさらなる進化があり得ないことを直視するに至つていた。ゆえに北は以下のように述べる。

「社会主義の世界連邦国は国家人種の分化的発達の上に世界的同化作用を為さんとする者なり。故に自国の独立を脅かす者を排除すると共に、他の国家の上に自家の同化作用を強力によりて行はんとする侵略を許容せず。
——この点に於て社会主義は国家を認識し、従て国家競争を認識す」⁽³⁶⁾

すなわち北は、自國に対する侵略を許容しないのは当然として、他國家を強力（武力）で侵略することにも反対し

てゐるのである。これはかつて日露開戦論において、一部の権力者によつて独占されている日本国家の「侵略」でさえ「止むべからざるに非らずや」(既述「日本国将来と日露開戦(再び)」)としてこれを是認した北が、『国体論』では国内改革が実現したのちの日本においても、野放図な対外進出を抑制すべきであると表明したことを示すものであり、この間の思想の転換をあらわすものと言えよう。

さて、日本が日露戦争に勝利したことによつて、独立が侵されかねない他国——それは言うまでもなく、朝鮮と中國である。ゆえに北は、『国体論』の末尾の部分で以下のように宣言する。

「自由は自己の自由を尊重すると共に他の自由を承認するの自由ならざるべからず。吾人は日本国の貴族的蛮風の自由が更に進化して文明の民主的自由となりて支那朝鮮の自由を蹂躪しつゝあるを^(平)断々として止めしめざるべからず。社会民主主義の非戦論は實に今後の努力に存するなり」⁽¹³⁷⁾

北は日本国家の現状における自由は「貴族的蛮風の自由」、すなわち「他の自由を圧伏するの自由」⁽¹³⁸⁾であるとしている。先に引用したが、北が日露戦争を支持したことを自賛した文章において、日本を「小さき貴族」と称したのもこのゆえである。しかしその「貴族的自由」もまた進化するものであり、「民主的自由」、すなわち他者の自由も尊重する自由となる。そうなれば中国・朝鮮の自由を圧迫するような行動も止めなければならない、そのためには今後「非戦論」も視野に入れるべきだ——北はこのように言うのである。すなわちこれは軍事的な領土拡大＝アジア侵略を完全に否定する論理であり、日本の植民地支配に対する反対の論理である、と見なすことができる。

しかし、先ほどから見ているように、北は現状の「帝国主義」は否定できない現実であり、そこからすぐに脱却す

ることはできないと考えていた。この現実は日本一国が「純正社会主義」革命に成功したとしても、すぐに変わるものではない。ゆえに他国の覚醒のもとに世界連邦が形成されるまでは、日本はこの帝国主義の中で生き抜かねばならなかつた。そして、日露戦争の勝利によつて日本は南満州を租借地とし、朝鮮を保護国とした。北は日露戦争が「國家生存」に欠かせぬ戦いであり、満州・朝鮮の権益を得ることによつてその目的が達成されるという論理を展開していただけに、戦後においてもこの事実を完全に批判することはおそらくできなかつたであろう。⁽¹³⁹⁾ それはのちに『外史』や『改造法案』において、満州や朝鮮の領有を全く否定していないことからも想像できる。それゆえに、この『国体論』における「アジア侵略否定論」や「非戦論」などといった考えは、「彼が後年、そのほとんどを放棄した主張である」という解釈もなされるわけである。では、北が説いた「支那朝鮮の自由」、そして「非戦論」とは、本当に空理空論に過ぎないものであつたのだろうか。

ここで私は、北が「世界連邦」を説いた際に、「小我」と「大我」の論理を援用し、国家の放恣な行動を抑制しようとしたことを想起したい。国家の自由は、平和的手段によつて国家間の紛争を解決し、各国の平和共存を図る世界連邦という全体の意思の前に制限される。北にとって、国家の「小我」によつて世界連邦の「大我」を損なわれることは許されないことであつた。世界連邦はあくまで将来の理想として掲げたものであつたが、北が「国家」の意思を唯一絶対のものとしていなかつたことは、この点からも理解できよう。ゆえに北は、このような考え方を日本と中国・朝鮮との関係にも適用すべきだとしていたのではないだろうか。すなわち、この三国は、それぞれ自国の国益＝「小我」が一定程度尊重されるが、それらの「小我」は現状において西欧帝国主義列強に圧迫されている「運命共同体」

としての立場、言うなれば「アジア」というものを全体として想定するならば、その利益＝「大我」のもとに制限される、という発想である。以下、具体的に見てみよう。

日本は日露戦争の結果を受けて満州・朝鮮を実質的に支配下に置くことになるが、「植民地」として経済的に収奪するというものではない。それは中国や朝鮮の国家としての「自由」を侵害するものであり、否定されるべきである。

しかし、西欧列強に勝利したアジアの国家が日本一国しかない以上、中国や朝鮮の軍事力だけではこれらの地域を守り得ない。ゆえに北は、日本が中心となつて軍事力を行使して列強の侵略を防がねばならないという考え方のもと、満州・朝鮮に対する日本の進出を主張するのである。よって、中国や朝鮮は、「満州の回収」や「朝鮮の完全独立」などという主張を展開してはならない。それは西欧列強の侵略から独立を守るという、いわば三国共通の「大我」とでもいうべきものに反する「小我」的な要求であるからである。⁽¹⁴²⁾しかし、まぎりなりにも独立国である以上、中国や朝鮮も、現実の国家競争の中で生き残る権利がある。「社会民主主義の非戦論」は、日本が「大我」を忘れ、自己の國益という「小我」を振りかざして中国や朝鮮の「自由」を侵害するような事態に立ち至ったときにおいて発動される。しかし、西欧列強がアジアに侵略してきた場合、日本は武力を以てそれに対抗しなければならない以上、「社会民主主義」者も非戦論を唱えてはならないとしたのである。

日本が中心となつてアジア諸国（ここでは日本・中国・朝鮮の三國に限定）が連帯し、それぞれの国家がその独立性、個性＝「小我」を維持しつつ、西欧帝国主義の侵略に対抗するという「大我」のために団結する——北の意図したものは、そのような構想ではなかつたか。中国・朝鮮の「自由」は、列強のアジア侵略を防ぐという共通の目的に反

しない限り認められる。そしてそれらの「自由」を侵害しない範囲においてのみ、日本の満州・朝鮮における特殊権益も認められることになるのである。つまり北は、「世界連邦」を唱える際に示した諸国家の平和共存という理想をアジアの独立国家間において実現させようと考え、『国体論』の末尾で日本帝国主義による現実の中国・朝鮮への侵略を批判したのである。ここに北なりの「アジア主義」の発想が明らかに存在していると言えるのではないだろうか。⁽¹⁴³⁾

かつて北は「日露開戦論」において、「経済的帝国主義」に生き残るために日本は満州や朝鮮を領有すべきであるという主張を開戦したが、この時点ではそのような論理を否定している。とはいっても、それは帝国主義そのもの、海外領土獲得そのものの否定ではない。つまり、今後展開していくべき「帝国主義」は、他国の生存の権利を侵すことなく、自國の生存に必要な領土を得ることであった。言いかえれば、弱小国を侵略することによって領土を拡大するのではなく、必要以上に大領土を有している「持てる国」から領土を奪うのが日本のとるべき「帝国主義」政策だとしめたのである。この主張は、のちの北の思想にも脈々と受け継がれていくことになる。

むすびにかえて——中国革命への「転身」

以上、北の佐渡時代から『国体論』にかけての論説をとりあげたが、最後に今まで論じた点を整理しつつ、北の中 国革命への「転身」の問題を検討しておきたい。

北は佐渡時代の論説すでに日本とアジアとの連帯という発想を抱いていた。だが、日露戦争前においては、その主張は日本の独立維持という絶対的使命の前にその重要性を減じられており、表面上のものにどまっている印象が

強かつた。しかし、日露戦争が終結し、日本の独立がとりあえず確定すると、日本の使命もまた「進化」することになった。北は『国体論』において最終的な理想像として「世界連邦」を描き出したが、それは西欧帝国主義列強が武力で角逐する現状においては、まだ実現が難しいものであった。そこで、彼が設定した当面の日本の国際的使命——それこそが、「世界連邦」の理想である各国家相互の「自由」の承認をとりあえず日本と中国・朝鮮との間で現実のものとし、西欧列強の武力的侵略からそれぞれの独立を守るために連帶する、というものであった。北は、これが実現すれば、西欧列強にこれ以上の侵略が不可能であることを悟らせる」ともでき、結果として彼らにアジア諸国との共存の必要性を理解させることも可能になる、そうなれば世界各国の平和共存をうたう「世界連邦」への道筋が開ける、と考えたのではなかろうか。⁽¹⁴⁾まさに「團結」こそが「強力」となるという発想が、国内改革のみならず対外政策においても貫かれていることが分かる。

しかし、いざれにせよ、「世界連邦」が実現するまでは、日本は西欧列強に対抗しうる軍事力が必要になる。北は、日本国内では投票によつて階級間の問題が解決できるまでに「進化」したとしているが、国家間の問題の解決はその段階まで到達していないと判断している。将来的には平和的な手段で国家競争が解決されるとしても、現実はそうではない。——かくして北の対外論は、必然的に軍事的色彩を帯びていく。ゆえに、アジアの中でもっとも軍事的に優越している日本がアジアのイニシアチブを取ることに対し、北は何ら違和感を持つことはない。そして、「経済的戦争」に生き残るための海外領土の獲得も、西欧列強が認めなければ「戦争」によって奪うしかない。西欧が日本、ひいてはアジアの「自由」を承認するまで、その戦いは続くことになる。それはのちに『改造法案』で掲げた「開戦ノ

積極的権利」⁽¹⁴⁵⁾ へと一筋につながっていく論理であった。

ともあれ、『国体論』の時点で「義戦」の論理を軸にした「アジア主義」の要素が存在していたことは、今まで述べきたことで理解できよう。前川亨は、『国体論』において「アジア主義への傾斜はまだみられず、また民族や人種への関心も突出していない」とする一方で、日露開戦論における人種対決の色彩は「裏」の顔に過ぎないとして軽視しているが、⁽¹⁴⁶⁾『国体論』において強硬な人種対決論よりも理性的な国家的自由の追求に力点が置かれるに至ったのは、日露戦争の直後、すなわち直接的な脅威がとりあえず去ったという時代的背景が大きいのではないか。西欧列強の帝国主義的侵略を批判し、それに対抗するものとして日本（ないしアジア）を対置するという考え方は、佐渡時代から『国体論』を経て、『外史』や『改造法案』まで「一貫不惑」であった。

国内改革についても北は対外関係を重視しながら論を展開している。むしろ、「帝国主義」の世界情勢が彼を国内改革に駆り立てたとも言える。北にとって、日本の国家としての存亡——軍事的な意味においても経済的な意味においても——を危うくしかねない列強の存在は、何よりも大きいものであった。ゆえに「対外情勢」の変化によつて国内改革へのスタンスに「揺れ動き」が見られる——日露戦争直前及び戦争中は国内改革論を抑制する——のも、また自然なことであった。これは『国体論』以降の北においてもほとんど同様であったことは、別の機会に証明していくことになるであろう。

さて、『国体論』が発禁処分を受けたその同じ年（一九〇六年）、北は『国体論』を読んだ池亨吉や宮崎滔天の誘いを受け、中国革命を支援する日本人の組織である「革命評論社」に加入し、中国人が中心となつて組織された革命団

体「中国革命同盟会」にも名を連ねることになる。日本革命から中国革命へと移行した原因は、『国体論』にあらわされたアジアとの連帶意識などを考慮に入れれば、理解しにくいものではあるまい。北が目指していたのは日本の「純正社会主義革命」、すなわち国内改革であると同時に、西欧列強と対抗するという「アジア主義」でもあった。それゆえに、「中国革命同盟会」に集う中国人革命家が、列強の侵略に反発するとともに、それに屈服する満州族の清王朝を打倒し、「国家民族主義」⁽⁴⁷⁾に基づく新国家の建設を計画していることは、北にとっても歓迎すべき事態であった。覚醒した新生中国が、「反西歐列強」をスローガンにして日本との提携を模索するならば、まさに北の構想したアジアの連帶は現実のものとなる。となれば、「今の処社会党はホンの卵子にて、到底権力者と戦闘するには堪へず候」⁽⁴⁸⁾という状態にある社会主義者とともに日本の革命に突き進んだ挙げ句、強力な日本の国家権力に潰されてしまうよりは、中国革命に賭ける方が可能性は高い、という判断が働くいたとしても不思議ではない。佐渡中学時代の恩師である八田三喜に漏らした「いまの天皇さん（明治天皇を指す—萩原注）の時代にはまだまだ日本では革命なんて思いもよらないから、まず支那の革命を助けて、他日、その力を利用したい」という言葉は本音だったのではないか。いずれにせよ、日本の「純正社会主義」革命も中国の「国家民族主義」革命も、西欧に対抗するためのアジア諸国の連帶を形成していくためには不可欠であり、どちらを優先するかはその時の情勢によって変化する、ということになるのではなかろうか。⁽⁴⁹⁾「社会主義は近代に入りて漸く忠君より覚醒せる愛国心を更に他の國家に拡充せしめて他の國家の自由独立を尊重する所の愛国心なり」⁽⁵⁰⁾——まさに北は、「維新革命」実現の大きな原動力であった「愛国心」が、「他の國家」すなわち中国へと「拡充」し、それが「国家民族主義」革命の勃発へとつながったと考え、その「自由独立」

を支援するため、積極的に中国革命へ参加していったのである。⁽¹⁵²⁾

かくして、北は『国体論』におけるアジアとの連帯の構想を現実のものとするため、日本の革命＝国内改革を後回しにすることになる。そして、この構想こそ、北の生涯を通じての思想を貫くものとなっているのではないか。『外史』、そして『改造法案』、さらには昭和初期へと連なる彼の思想の中に、この理論がどのように継承され、変容していったのか——それについては、また稿を改めて論じていきたい。

(1) 「第三回の公刊頒布に際して告ぐ」、『北一輝著作集』（以下『著作集』）第二巻（みすず書房、一九五九年）、二二六〇頁。

(2) 同右。

(3) たとえば、久野収は『国体論』と『改造法案』の思想的乖離を指摘し、北の思想過程の中で「大きなズレ」が存在すると指摘している。久野「超国家主義の一原型——北一輝の場合——」、『近代日本思想史講座 四』（筑摩書房、一九五九年）所収、一五二頁。一方、岡本幸治はこの久野の意見を批判し、「むしろ驚くべき論理的共通性を指摘できる」としている。岡本『北一輝 転換期の思想構造』（ミネルヴァ書房、一九九六年）四四頁。また、今井清一は『著作集』第二巻の解説において、『国体論』から『改造法案』への流れを「思想的転換」としながらも、『改造法案』の内容へつながるものが『国体論』の中に既に存在していたことを否定していない。今井「『日本改造法案大綱』について」、『著作集』第二巻、四二四頁参照。他にもこの点に言及している研究は枚挙にいとまがない。

(4) 竹内によるアジア主義の定義については、竹内好「アジア主義の展望」、同編『アジア主義』（『現代日本思想大系』第九卷、一九六三年、筑摩書房）、七一三頁参照。

(5) 最近の研究においても、例えば佐藤美奈子は北が『外史』において中国蔑視を排し、対等な関係を主張する一方で、日本が「思想的指導者」「強者」として中国を「教え導く」という上下関係を設定したその二律背反性を指摘している。佐藤「東洋」の出現——北一輝『支那革命外史』の一考察——」、『政治思想研究』一号（二〇〇一年五月）所収。

(6) 北のアジア論・中国論に関する論文は、有馬学「北一輝と中国」、『歴史公論』第五卷四号（一九七九年四月）所収、波多野勝「北一輝と中国革命——中国觀の軌跡」、『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』昭和五四年度版（一九八〇年三月）所収、野村浩一「近代日本における国民的使命觀・その諸類型と特質——大隈重信・内村鑑三・北一輝」、同『近代日本の中国認識——アジアへの航跡』（研文出版、一九八一年）所収、野村乙二朗「大アジア主義の一類型——北一輝の対英・米認識を中心として」、『国際政治』七一号（一九八一年八月）所収、などがあるが、いずれも北の特定の時期——具体的には『外史』・『改造法案』執筆の時期——に限定されている。なお、今回本稿で取り上げる初期論文及び『国体論』におけるアジア論と、『外史』の時期のそれとを比較検討したものとしては、前川亨「『支那革命外史』からみた中国革命と日本ファシズム——アジア民族主義革命の理念と現実」、『東洋文化研究所紀要』第一三一冊（一九九六年十一月）、及び岡本幸治「北一輝のアジア主義」、同編著『近代日本のアジア觀』（ミネルヴァ書房、一九九八年）所収、などがあげられるが、私とはやや意見を異にするところもある。これについては後述する。

(7) 前川、前掲論文、一九二一—一九三頁。

(8) 拙稿「昭和の北一輝……对中国和平論と「国家改造」論の関係を中心に」、『同志社法学』二六四号（一九九九年三月）所収、を参照のこと。なお、昭和初期の中国論に目配りした論文として、黄自進「北一輝の辛亥革命・五四運動觀——吉野作造との対比を中心に——」、『Quadrante』一号（一九九九年三月）所収、があげられる。

(9) 前掲拙稿、一一〇頁など参照。

(10) 北の出生時前後における佐渡の社会状況については、松本健一『若き北一輝』（増補版、現代評論社、一九七四年）、十一—十五頁、宮本盛太郎『北一輝研究』（有斐閣、一九七五年）六一—十二頁などを参照のこと。また、今年逝去された佐渡在住の北一輝研究家・加藤繁氏からも有益な示唆をいただいた。特に付記して謝意を表したい。

(11) 「人道の大義」は一九〇一年十一月、「東京 硬石」の名義で『佐渡新聞』に掲載されたものである。松本健一は、当時北が東京に滞在しており、かつ北が筆名の借用癖があること（「硬石」は内田良平の筆名である）をあげてこれを北の手になるものとしている。松本、前掲書、八二一八四頁参照。ゆえに松本は自らが編集に関わった『著作集』第三卷（第三版、

みすず書房、一九八四年）にこの論説を収めている。しかし、渡辺京一や岡本幸治は、北が執筆した他の文章と比較すると、文体や論理の展開構造において著しい違いがあるとして、これを別人の著述ではないかと推測している。渡辺『北一輝』（朝日新聞社、一九八五年）六一―六二頁、及び岡本前掲『北一輝 転換期の思想構造』、一二五八一二五九頁参照。これは傾聴に値する意見であるが、本稿であえて「人道の大義」を検討の対象としたのは、かりに「人道の大義」の筆者が北ではなかつたとしても、佐渡（及び『佐渡新聞』）にゆかりのある人間であり、かつ当東京に住んでいた人物であることは間違いないく、またのちに同じく『佐渡新聞』に掲載される北の論説とも内容的に似かよつた部分が散見されると、北とこの「筆者」の間には何らかの思想的交流があつたのではないかと推測できるからである。ちなみに渡辺も岡本もこの「筆者」を推定してはおらず、本稿でもこれ以上の検討は避ける。

（12）「人道の大義」、『著作集』第三巻、三頁。

（13）同右。

（14）たとえば以下を見よ。「今の帝国主義は国民の膨張なる乎。是れ少数政治家軍人の功名心の膨張に非ざる乎、是れ少数資本家、少數投機師の利慾の膨張に非ざる乎。見よ、彼等が所謂『国民の膨張』せる一面に於ては、其国民の多数が生活の

戦闘ストラッグルは日に激甚に赴けるに非ざり、貧富は益す懸隔しつゝあるに非ざり、貧窮と飢餓と無政府黨アナキストと、及び諸般の罪悪は、益す増加しつゝあるに非ざり。幸徳秋水『帝国主義』（岩波文庫、一九五一年）七〇頁。

（15）「人道の大義」、五頁。

（16）同右、四頁。

（17）同右、五頁。

（18）古屋「北一輝論（1）」、『人文学報』三六号（一九七三年三月）、一二九頁。古屋は「人道の大義」を北の著作と考えて論を進めている。

（19）「人道の大義」、八頁。

（20）宮本盛太郎も「人道の大義」を北の著述と考えて論を進めており、「この軍備の縮小の承認は、恐らく、この時点では、

後に見る明治三六（一九〇三—萩原注）年の時点のように対外的危機意識がたかまつていないことと関係があるのだろう」と解釈している。前掲書、二二二頁。しかし、こののち、対外的危機意識が減少する時期においても、北は「軍備縮小」という主張を行うことはない。ゆえに、この「人道の大義」の筆者が北であるならば、この論説は北の著述の中でも特徴的なものと言えよう。

(21) 「国民対皇室の歴史的觀察（所謂国体論の打破）」、『著作集』第三巻、三七頁。

(22) この間の事情については、松本、前掲書、一五八—一八四頁参照。

(23) 「国民対皇室の歴史的觀察（所謂国体論の打破）」、三七頁。

(24) 松本健一は、北がここで説いた「世界に立てる国家」を「人道の大義」によって示された「世界的大政府構想の指導者としての日本」である、と解している。松本、前掲書、一八五頁。松本は前述したように、「人道の大義」を北の手になるものと考えているためこのように解釈しているが、私は「黄人種を代表して」という言葉から、あくまでこの段階では「アジア主義」の立場から帝国主義列強（特にロシア）との対決を意識し、その中で「立つ」、すなわち「アジアの代表として独立を維持する」という程度のことを考えていたのではないかと考へる。また、日露戦争以前の他の論説では「世界的大政府」のような主張がほとんど見られない、ということも理由としてあげておきたい。

(25) 「政界廓清策と普通選挙」、『著作集』第三巻、六九頁。この「帝国主義」を唱えるチエンバレンへの高い評価は、前述した「人道の大義」における「反帝国主義」の主張とは著しく異なることが理解できよう。

(26) 同右。

(27) 同右、七〇頁。

(28) 同右、七一頁。

(29) 同右。

(30) 同右。

(31) 「日露開戦論」の展開については、井口和起『日露戦争の時代』（吉川弘文館、一九九八年）七四一八〇頁参照。井口は、

「ロシア脅威論」を前提にした「国難」論はどうみても開戦前から国民意識のなかにひろく存在し、定着していいたとは考えにくい」とし、ロシアとの対立が「日本国家」の「存続」そのものの「危機」に関わると強調したのは一部の「好戦派」に過ぎない、としている。同書、一五八頁。

(32) 「日本国の将来と日露開戦」、『著作集』第三巻、七三二頁。

(33) 「日本国の将来と日露開戦（再び）」、同右、七七頁。

(34) 「日本国の将来と日露開戦」、七三二頁。

(35) 「日本国の将来と日露開戦（再び）」、七八頁。

(36) 同右。

(37) 同右、七九頁。

(38) 同右、八一頁。

(39) 「年譜」、『著作集』第三巻、六九八頁参照。

(40) 「咄、非開戦を云ふ者」、同右、九〇頁。

(41) 同右。

(42) 同右。

(43) 同右、九三頁。

(44) 同右、九四頁。

(45) 同右、九六頁。

(46) 渡辺、前掲書、五九一六〇頁。

(47) 大逆事件の際、北は幸徳との交流があったために、当局に引致され取り調べを受けている。前掲「年譜」、六九九頁参照。

(48) たとえば、幸徳は「社会主義と國家」（一九〇二年一月、『日本人』一五六号に掲載）で「真正の社会主義者たる者は必ずや真正の民主主義者たらざる能はず、專制的国家に在るの社会主義者は民主的国家を建設せんと試み、民主的国家に在るの

社会主義者は、其國家の更に完全ならんことを望む、唯だ其手段の緩急を異にするのみにして皆政治的改革に熱心ならざることはなし」と述べている。幸徳『社会主義神髄』（岩波文庫、一九五三年）所収、六三頁。

(49) その代表的なものが幸徳の「与露国社会党書」（『週刊平民新聞』一九〇四年三月十三日付）や後述する「嗚呼増税！」などであることは言うまでもない。

(50) 幸徳「嗚呼増税！」、『幸徳秋水全集』第五卷（明治文献、一九六八年）、一〇一頁。

(51) 同上、一〇二頁。

(52) 同右、一〇一頁。

(53) 幸徳『社会主義神髄』十八頁。同様の主張は片山潜の『我社会主義』第二十七章「社会主義と私有財産」などにおいても見られる。大河内一男編『社会主義』（『現代日本思想大系』十五巻、筑摩書房、一九六三年）、二〇一—二〇二頁参照。

(54) 幸徳「社会主義と国家」、前掲『社会主義神髄』所収、六一頁。

(55) 同右、六一頁。

(56) もつとも、全ての社会主義者が徹底した「非戦論」を主張し得た、と言うわけではない。特に、日露戦争が始まってしまふと、社会主義者の間にも主張の違いが見え隠れすることになる。たとえば、片山潜は日露開戦直後、「私はこの戦争に反対はするが……ロシアに、日本が敗けることを、一日本人として私は望まない！」などという発言をしている。「現時の戦争にたいする日本の社会主義者の態度」（一九〇四年四月）、『片山潜著作集』第一巻（河出書房新社、一九六〇年）所収、一六三頁。また、幸徳秋水にしても、義和団事件に際しての発言や朝鮮認識などにおいて、「非戦論者」イメージとはまた異なる一面を示しているのは紛れもない事実である。小林一美『義和団戦争と明治国家』（汲古書院、一九八六年）、井口和起「幸徳秋水の「帝国主義」認識」、朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質 近世・近代』（思文閣出版、一九九五年）所収、及び飛鳥井雅道「明治社会主義者と朝鮮そして中国」「再論・幸徳秋水と朝鮮」、同『天皇と近代日本精神史』（三一書房、一九八九年）所収、などを参考のこと。ゆえに彼らの思想を「社会主義の美しい「理想」で現実を解釈する観念的な社会主義者の戦争否定論」（岡本、前掲「北一輝のアジア主義」一八〇頁）とまとめてしまうことは簡単に過ぎるよ

うに思う。

(57) 「咄、非開戦を云ふ者」、九一頁。

(58) 同右。なお北は、これに続けて「是れ社会主義者を通じての論、日本に於ける社会主義者の領袖矢野文雄氏安部磯雄氏の如きは明かに之を主張し、主張しつゝあり」と述べ、自分の意見が他の社会主義者と乖離していないと主張している。北が

ここで例に挙げた「社会主義者の領袖」が、幸徳や片山潜や堺利彦らではなく、矢野（龍溪）・安部であることは興味深い。

『矢野龍溪集』（明治文学全集十五巻、筑摩書房、一九七〇年）所収の「年譜」によれば、この両者は一九〇一年に『社会講演』という書物を共著で刊行しているが、北が両者を併記していることから考えて、この書物に目を通していた可能性は高い。ただ、この書物を実見する機会がなく、その内容は定かではない。なお、安部は矢野が同年一月『大阪毎日新聞』に掲載した「時事意見」に対して、「（矢野）氏は国家社会主義者であつて社会民主主義者ではないと明言せられて居る。……若し国家社会主義を以て社会民主主義に達するの手段とするのであらば吾人も勿論賛成である」が、「社会民主主義の跋扈を防止せんが為に国家社会主義を探るといふのであらば吾人は断じて其の誤謬なるを明言するのである」と述べており、安部が「國家」によって実行される社会主義を過渡的なものとして位置づけていることが理解できる。「矢野文雄氏の『時事意見』を読む」、『六合雑誌』一五九号（一九〇二年七月）所収、三頁及び六頁。矢野や安部と北の思想的な関わりについては、さらなる検討が必要であろう。

(59) 岡本、前掲『北一輝 転換期の思想構造』、四三二頁。

(60) 「咄、非開戦を云ふ者」、八五頁。ただし、日露戦争後に執筆した『国体論』では、「拳国一致」の名のもとに「非戦論を喝道せる者」の「凡ての自由」が「剥奪せられたる」ことに対して批判の目を向けている。『国体論』、『著作集』第一巻（みすず書房、一九五九年）一二三頁。

(61) 岡本、前掲書、四七一四八頁。

(62) 宮本、前掲書、六九頁。

(63) 古屋、前掲論文、一三五頁。

北一輝における「アジア主義」の源流

(64) 「日本國の将来と日露開戦（再び）」、『著作集』第三卷、八一頁。

(65) 同右、八四頁。

(66) 「咄、非開戦を云ふ者」、九七頁。

(67) 「日本國の将来と日露開戦」、七四頁。

(68) 「日本國の将来と日露開戦（再び）」、八二頁。

(69) 同右、八三頁。

(70) 同右、八四頁。

(71) 「咄、非開戦を云ふ者」、九四頁。

(72) 同右、九四一九五頁。

(73) 同右、九五頁。

(74) なお、北の「対外膨張」論で一つ注目すべき記述がある。「吾人は現下帝国主義の挑戦に応すべくこの嶋嶼を出でゝ、奈

何なる手段を以ても吾人の祖先の故郷に新しき国家を建設せざるべからざるなり」（「日本國の将来と日露開戦」、七四頁、傍点は萩原）。ここで北の言う「吾人の祖先の故郷」というのはどこにあたるのだろうか。ちなみに、『改造法案』では、

「而テ現在吾人ノ血液ガ如何ニ多量ニ朝鮮人ノ其レヲ混ジタルカハ人類学上日本民族ハ朝鮮支那南洋及ヒ土着人ノ化学的結晶ナリトセラル、ニテモ明白ナリ……既ニ王朝貴族ニ朝鮮人ノ血液ガ多量ナリト云フコトハ実ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ヘキ特權階級タリシ点ニ於テ日本ノ元主^(ママ)其ノ者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ」（『改造法案』、『著作集』第二卷、二六〇頁）と、天皇家を含む日本国民の多くに朝鮮民族の血が入つていることを指摘している。日本と朝鮮の血統の共通性を強調するこの主張から考えると、同様の認識が「日露開戦論」の段階であつたかどうかはわからないが、「新しき國家」が樽井藤吉の『大東合邦論』などのような日本と朝鮮の「合邦」という形で構想された可能性もあるのではなかろうか。もつとも、日本の生存の必要上領土を拡張するのだ、という主張を考えると、北が重視していたのはあくまで帝国主義の中で生存できるという意味での「新しき（日本）國家」の建設だったのかもしれない。私としてもこれ以上検討する材料はな

い。

(75) 岡本幸治は初期論説におけるアジア主義を検討している数少ない研究者の一人であるが、前掲「北一輝のアジア主義」などにおいてはこの時期の「アジア主義」の不徹底性がほとんど顧みられておらず、北の「アジア主義」を検討する上ではやや不十分なように感じられる。

(76) 古屋哲夫「アジア主義とその周辺」、同編『近代日本のアジア認識』（京都大学人文科学研究所、一九九四年）所収、五四頁。

(77) 岡本幸治は、北が二年間にわたり論文を執筆しなかつた時期に「進化論」を本格的に受容していったのではないかとしているが、私もこの考えに同意したい。岡本、前掲『北一輝 転換期の思想構造』第二章「進化論の受容と変容」を参照のこと。それ以前の北も進化論に関心がなかつたわけではなく、例えば恋愛論を語った「水落生と林子」（『佐渡新聞』一九〇三年五月）などでも、人間を「動物より神に進化せむとする過渡にある半神半獸的の怪物」などと表現しており、すでに進化論の知識があつたことを示しているが（『著作集』第三巻、二二一頁）、それを政治理論などにつなげるに至つたのはこの時期以降のことである。

(78) 「佐渡中学生諸君に与ふ」、『著作集』第三巻、一一二一—一二四頁。

(79) 同右、一二五頁。

(80) 名指しはしていないが、これが「天皇」を指すものであることは容易に推測できる。また、その前の部分で同じく「ツ

アール」「カイゼル」と併記されている「或者」も同様に「天皇」を指す。松本健一もその解釈のもと、特に注記せずに論を進めている。『若き北一輝』二七八—二七九頁参照。

(81) 幸徳「嗚呼増税！」、前掲書、一〇二頁。

(82) 田中惣五郎『北一輝』（増補版、一九七一年、三一書房）、七八一八三頁など参照。

(83) 『国体論』における「進化論」の影響に関しては、その影響力を過大に評価して佐渡時代の思想を低く評価するもの、また逆に進化論の影響を過小評価するものなど、両極端に分かれるが、「進化論が北学（北の思想体系を指す—萩原注）に果

した役割は、それなしでは北学がそもそも成り立たなかつたという程決定的な重味をもつものではなかつたとしても、それなしでも同じ時間で、同じ完成度をもつ雄大な思想体系の構築が行われたと断定しうるほど、軽いものではなかつた」という岡本幸治の解釈が中間をとつて妥当なものではなかろうか。岡本、前掲書、一一九頁。ただし、岡本が賞賛するほど北の思想体系が「雄大」であるか否かという点は、また別の問題になる。

(84) 『国体論』、『著作集』第一巻、緒言・一頁。

(85) 同右、緒言・二頁。

(86) 同右、緒言・四頁。なお、幸徳秋水も一九〇四年一月に執筆した論説「人類と生存競争（社会主義は生物進化説と矛盾する乎）」において、彼の「社会主義」が當時先進的科学とされた「進化論」の論理に合致していることを力説している。『幸

徳秋水全集』第五巻所収。

(87) 『国体論』、五頁。

(88) 同右、二九頁。

(89) 同右、六六頁。

(90) 同右、六二頁。また、同書一九〇頁などにも同様の主張が展開されている。

(91) 同右、六二頁。

(92) 同右。なお北は私有財産制自体を否定するわけではない。滝村隆一の言うごとく、「国民の財産所有権すなわち私有財産権は、「社会國家」の「經濟的統一」を損なわない限り、積極的に承認され、擁護されねばならない、ということになる」

のであり、適度な私有財産の所有は、むしろ社会の進化に必要な「個人主義の根底」として評価していた（『国体論』九〇頁参照）。ただ資本家や地主の著しく「利口」的な私有財産に対しても制限を加えなければならないとしているのである。北にとって「断固排斥さるべきは、少數の特權的部分が、不当にも圧倒的多数の国民を無所有状態に追いやつたまま、莫大なる私有財産を掌握している」とであった。滝村『北一輝 日本の國家社会主義』（勁草書房、一九七三年）八一頁。

(93) 木下尚江は「抑も憲法は本来の性質として帝王万能と憲法政治とは元より

両立し能はざる者なり」と述べている。「我同胞に警告す」（一八九九年十一月）、『木下尚江全集』第十二巻（教文館、一九九六年）所収、二三九頁。明治憲法もまた例外ではなく、第四条（「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」）で天皇の権限を制限している。

(94) 『国体論』、一二五頁。

(95) 同右、三五〇頁。

(96) 北が明治維新を「革命」としたのは『国体論』の前に書いた「社会主義の啓蒙運動」（『佐渡新聞』一九〇五年十月）が最初であり、それ以前の論説では、明治維新についてはほとんど論じていない。わずかに「藩閥が其の主義とする所の王政復古を実現して満足し……」（『政界廓清策と普通選挙』、六九頁。傍点部は萩原）などというような表現が見られる程度である。明治維新を「革命」とみなす考え方には、竹越三叉（与三郎）をはじめとする、民友社史論との接点がうかがえるのではなかろうか。北は『国体論』において竹越の著書『二千五百年史』（一八九六年）に目を通していることを明示しているが（たとえば『国体論』三五三頁など）、同じく竹越の著書『新日本史』（一八九一—一九二年）において、明治維新を「革命」と記していることから、この書が北の明治維新認識に影響を与えた可能性は高いのではないか。なお、竹越の明治維新観に関しては、西田毅「竹越三叉と天皇制認識」、富坂キリスト教センター編『近代天皇制とキリスト教』（新教出版社、一九九六年）所収、一三四一一五八頁参照。

(97) 『国体論』、一二六頁。

(98) 同右、二一六一二一九頁参照。

(99) 竹越の『二千五百年史』における天皇制認識については、西田、前掲論文、一五八一一八二頁など参照のこと。

(100) 『国体論』、三二一頁。

(101) 同右、一二三一頁。

(102) 同右、一二三一〇一一三三二頁参照。

(103) 同右、二四七頁。ちなみに、北は同書二三六頁において、現代の「公民國家」における政体の三大分類を行っており、明

北一輝における「アジア主義」の源流

治憲法制定以後の日本は「最高機関を平等の多数（＝国民）と特權ある國家の一員（＝君主、すなわち天皇）とにて組織する政体」であり、これはイギリスやドイツなどと同じ政体である、と述べている。

(104) 北は、美濃部の「天皇機関説」について、「吾人は美濃部博士の天皇は統治権を總攬する者に非らずとの斷言を嘉みする者なり」としながらも、美濃部が天皇のみを「最高機関」と位置づけていることに対しても批判的である。同右、二三二一二三六頁参照。なお、北と美濃部の明治憲法論の比較については、滝村隆一、前掲書、一二九一—六〇頁などで詳細な検討がなされている。

(105) 『国体論』、一四七頁。なお、北は明治維新以降の「民主主義の本色は實に『万機公論による』の宣言、西南佐賀の反乱、而して憲法要求の大運動によりて得たる明治二十三年の『大日本帝国憲法』にあり」と述べている。同書、三五四—三五一页。

(106) 同右、三八九頁。なお、五箇条のご誓文における「万機公論に決すべし」という明治天皇の言葉を利用して、普通選挙権の付与を要求する論調は、のちの「大正デモクラシー」時代の民本主義論にも受け継がれている。吉野作造は「我国に於ては、明治初年以来多数の人に諂るを以て立国の國是なりとして居る。明治天皇陛下は維新の初め、現に、広く會議を起し万機公論に決すべしと勅せられて居る。即ち多数の人に相談して公平にして且つ正当な政治を行ふという民本主義の精神は、明治初年以来我国の國是であつた」と述べている。吉野「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」（一九一六年一月）、『吉野作造選集』第二卷（岩波書店、一九九六年）所収、四七頁。他にも和辻哲郎が民本主義を擁護して「万機公論に決すべし」という明治天皇の詔勅は、民本主義の思想を現わしているではないか」と語っていることも目を引く。和辻「思想の対峙」（一九一八年一月）、『和辻哲郎全集』二十二卷（岩波書店、一九九一年）所収、一五頁。『国体論』における北の普通選挙権の主張は、その論理展開も含め、「大正デモクラシー」の先駆けとも言えるかも知れない。また、先に述べた北の「民主主義」の主張が、天皇の地位そのものを改変するという主張ではないことからも、いわゆる「民本主義」の主張にあい通ずるものがあると言えるのではなかろうか。

(107) 『国体論』ではさほど明確に記されてはいないが、『改造法案』においては「女子ハ參政権ヲ有セズ」と明示している。

『著作集』第一巻、一二二五頁。

(108) 『国体論』、四〇三頁。

(109) 同右、三九二頁。

(110) 同右。ただしここで言う「強力」は「暴力」「武力」を意味するものではない。北は現状の日本においては「投票は最もよく社会的勢力を表白する革命の途にして、爆弾よりも同盟罷工よりも最も健確に理想の階上に昇るべき大道」(同書、三八八頁)だとしており、この時点では日本の武力革命を指向していなかつたことが理解できる。ゆえに北の社会主義論が「軍隊および軍隊的組織に激しい執着が見られる」とする宮本盛太郎の見解には同意できない。宮本、前掲書、一〇六頁。

(111) 『国体論』、四〇五頁。

(112) 北は目指すべき「純正社会主義革命」を「経済的維新革命」とも称し、政治的・法的革命であつた明治維新を継承するものとしてとらえた。『国体論』、三七七頁。北のように、明治維新を不十分な「革命」としてとらえ、「第二革命」の必要性を訴えた思想家は数多い。詳しくは、武田清子「未完の革命—明治維新」、永井道雄・M・H・ウルティア編『明治維新』(東京大学出版会、一九八六年)所収、などを参照のこと。

(113) 『国体論』、八八頁。

(114) 同右、三七六頁。

(115) これについての北の批判は以下の通り。「今の生物進化論は生存競争の単位を定むるに個人主義の独断的先入思想を以てする者なり」、同右、一〇三頁。

(116) 同右、一〇五頁。

(117) 同右。ちなみに同書一二一頁には「個人が社会の分子として社会其者たる以上は個人の目的は即ち社会の目的なり」という記述がある。ここにも個人と社会とを同一視する傾向がうかがえる。

(118) 同右、一二二一一二四頁など参照。

(119) 北は「吾人々類は将来に進化し行くべき神と過去に進化し来れる獸類との中間に位する経過的生物なり」とし、これを

北一輝における「アジア主義」の源流

「類神人」と命名している。同右、一〇一頁。

(120) 同右、二四七頁。

(121) 神島一郎「解説」、「著作集」第一巻所収、四四〇頁参照。また、滝村隆一は、この北の主張を「〈國家—即—社会〉主義」と述べている。滝村、前掲書、四三頁。

(122) 『国体論』、一二五頁。

(123) 同右、一〇九十一〇頁。

(124) 同右、一一一頁。

(125) 同右。

(126) 同右、一一一頁。

(127) 同右。

(128) 同右、一二二頁。

(129) 同右、一二三頁。

(130) 同右、二四〇頁。

(131) 同右、四三二頁。

(132) 同右、二四〇—二四一頁。

(133) 同右、四三四頁。

(134) 同右、四三五頁。

(135) 同右、四三五頁。

(136) 同右、一一一頁。

(137) 四三五頁。

(138) 同右。

(139) もつとも、「佐渡中学生諸君に与ふ」などからも分かるように、日露戦後の北は手放して戦争の結果を是認したわけではない。同じことは『国体論』でも言える。例えば以下の文章。「日清戦争に勝ち日露戦争に勝ちて、利益線の膨張、貿易圏の拡大が無数に存在する経済的家長君主の強大を加ふるとも、其れによりて国民と国家とが強大なりや否やは全く問題を異にする」。『国体論』、五七頁。ただし、ここでは「利益線の膨張、貿易圏の拡大」という日露戦争の結果が「経済的家長君主」(資本家・地主など)を利したということを批判しているにとどまり、日本が朝鮮や満州の権益を獲得したこと自体を批判するものではないことを注意しておきたい。

(140) たとえば『外史』では、「日本は南満洲と共に北満洲を得べし」と述べて、全満州の領有を示唆し(『著作集』第二巻、一八五頁)、『改造法案』では「日本存立ノ国防上ヨリ朝鮮ハ永久ニ独立ヲ考フベキ者ニ非ズ」として朝鮮領有を正当化している(同、二六二頁)。

(141) 渡辺、前掲書、一六一頁。

(142) 『外史』における満州領有論ではより明白に上述の論理が語られている。「亡びたる満清の失へるもの(満州を指す——萩原注)を新たに興らんとする漢民族が主張せんと欲せば干戈に見ゆることを要す」(『外史』、一〇二頁)「(日本の満州領有は——萩原注)支那の為めに絶対的保全の城廓を築くものに非ずや」(『外史』、一八四頁)などとする一方で、満州領有を含む北の構想は「日本の利権の故にあらず」としており、この地を「植民地」として収奪する意図がないことを示している。

『外史』、九二頁。

(143) ただし、今後検討すべき課題として、この時点ではまがりなりにも国家としての「自由」を認めていた朝鮮に対しても、

『改造法案』ではその独立を「永久」に認めない、という立場をとるに至ったその思想的変容を挙げておく必要があろう。

(144) また、やや時代を下るが、北は以下のような発言をしている。「由来国際連盟とは我々社会革命的思想家が各其の国を支配したる将来の問題なり」。「ヴエルサイユ会議に対する最高判決」(満川亀太郎宛書簡、一九一九年六月二八日付)、『著作集』第二巻、二二一頁。北は、西欧各国において自国の侵略に対し批判を展開している社会主義者たちがそれぞれの国家で政権を握れば、アジアへの侵略を止めるだろう、そうなれば「世界連邦」の実現性も高まるという期待感を抱いていたので

はなかろうか。

(145) 『改造法案』、『著作集』第二卷、二七二頁を参照のこと。

(146) 前川、前掲論文、一九〇一一九一頁。

(147) 『外史』、十六頁など。北は辛亥革命を中国国家の興隆を目指す「國家主義」革命ととらえると同時に、旧態依然たる

「満州族王朝」を打倒するという「漢民族主義」（「興漢排滿」）に基づくものであると見なし、これを「國家民族主義」革命と呼んだ。岡本、前掲書、一五八頁など参照。

(148) 「本間一松宛」書簡（一九〇六年六月）、『著作集』第三卷、四九六頁。

(149) 八田「遙かなりわが教え子の肖像」、『八田三喜先生遺稿集』（八田三喜先生遺稿集刊行会、一九六四年）所収、一九一頁。

(150) 松本健一は「北の社会民主主義は日本一国の革命を終極目標としたのではなかった。……日本の自主、支那の保全（本来なら独立）、印度の独立などを足場にして「東亜連盟」を形成し、そこから「世界連邦」にすすむべきだったのである。そのためには是非とも中国の民族主義革命の成功が必須条件であった」と述べている。松本「暗殺からの逃亡」、同『北一輝論』（講談社学術文庫版、一九九六年）所収、一二二頁。私もこの見方に全く同感であるが、しかし一方で松本は、北の中国革命への参加は「日本革命」の企図が挫折したことによつて、やむにやまれぬ形で行つた「一種の思想的亡命」（同書、二一九頁）であり「不本意な横道」（同書、一二二頁）であつたとも述べていることを考えると、北にとっての中国革命の位置づけはもともと決して高くはなかつたという解釈を行つてゐるようである。私もむろん北が日本革命を第一義としていたことに対する異論を差し挟むつもりはないが、『国体論』においても既に「アジア主義」の萌芽が見られる北が、現実的に困難な日本の革命を後回しにして、実現可能性の高い中国革命に視線を向けるのは、「亡命」などと大仰な言葉を使う必要もなく、むしろ自然なことではなかろうか。あわせて、北の門弟馬場園義馬の証言によれば、北は「二十頃」に、東京に出て中国革命をやる、と叔父の齊藤恵吉に語つていたといふ。馬場園「北一輝先生の面影」、『新勢力』第十卷第二号（一九六五年二月）所収、六五頁参照。「二十頃」というのが「二十歳頃」だとすれば、一九〇二年から翌年にかけてといふ時期になり、佐渡時代から北が中国革命に関心を持つていたことが理解できる。もつとも、この証言の信憑性についてはより

詳細な検討が必要かもしない。

(151) 『国体論』、三八一頁。

(152) このような北の発想は中国革命参加直後に書いた以下の文章においてはつきりとうかがえる。「日本教育が今の革命思想を産みたるもので、多い時一万五千、前後を通じて幾万の留学生即ち四億万漢人のあらゆる為政者階級の代表的子弟に日本の国家主義、民族主義を吹き込んだから排満興漢の思想が出来たのだ」。「北輝次郎発清藤幸七郎宛」書簡（一九一一年十一月五日付）、『著作集』第三卷、一五八頁。